

岡本韋庵『大日本中興先覚志』訳註（その一）

有馬卓也

【はじめに】

筆者は先に拙稿「岡本韋庵のメッセージ」（徳島大学国語国文学一七）の中で、初期アジア主義者として岡本を位置づけるべきであろうと述べた。岡本が明治三〇年代に残した『亞細亞之存亡』（明治三三）、『鉄鞭』『西学探源』『大日本中興先覚志』（以上明治三四四年）、「日本維新人物志」（明治三六年）などは、まさにアジア主義者としての岡本の所産であると考える。

本稿は岡本が明治三四四年に中国人向けに上海で出版した『大日本中興先覚志』の訳註である。本書は三六年刊の『日本維新人物志』が一三〇名を超す維新志士を出身国別に網羅的に列挙するの

に対し、掲載人物の総数こそ三五名と及ばないが、その分、エッセンスとしての濃度は高く、示唆的な人物が選別されている。

本書は明治維新にかかわった人々の伝記である。冒頭の林紓（琴南）の序文に「東亜の治に向ふの先声」「黃種復古の上烈」と評されているように、アジアを侵食する歐米列強からのアジアの自立を目指したものであり、一足先に維新（中興）を果たした日本が、中國に対してその際の経緯を開示し啓蒙するという性質の一書である。加えて中には維新志士等とともに生きた岡本しか知り得ない情報も見られ、貴重な文献であると言えよう。

目次は以下の通りである。

先覚志序（林琴南）

大日本中興先覚志序（岡本韋庵）

凡例

上巻

徳川公齊昭・藤田東湖・梁川星巖・藤森天山・佐久間象山・堀田正睦・島津公齊彬・西郷隆盛（以上その一）・僧月照・僧月性・梅田雲濱・頼三樹三郎・橋本左内・吉田松陰・金子孫三郎・大橋訥庵・堀利熙

下巻

宮部鼎藏・真木和泉・平野二郎・有馬新七・中山公子忠光・川上弥一・清水精一郎・武田耕雲斎・久坂玄瑞・高杉晋作・月形洗藏・野村望東・駒井躋庵・武市瑞山・坂本龍馬・大村益次郎・岩倉公良・三条公実美

跋（伊藤賢道）

なお、筆者は総合科学部の平成一五年度のアジア思想演習に於いて本書の講読を行つた。参加した学生は以下の通りである。

三年：井上和加子・小田千夏・柏原倫子・角田美紀・狩野樹理
四年：川口剛・斎藤育子・坂口環・團奈緒美・中村美菜・永谷

昌朗・西本卓功・長谷川幸子・原昭人・平岩美香・横田由紀・吉田元大

【凡例】

- 一、該本は、二四、三×一五、五。清光緒二七年（明治三四年）、開導社刊。二卷二冊。有馬卓也所藏。
- 一、原文は漢文（句点のみ）で記されている。
- 一、本訳註は原文・書下し・註の順に記してある。
- 一、書下しの句読点、及び『』「」は筆者が施したものである。
- 一、誤字は訂正して注記した。
- 一、引用文中の誤りはそのまま表記し、註記した。
- 一、旧字・俗字は新字に改めた。
- 一、本書に掲載されている人物の註は省略した。

韋庵先生は年七十(2)に向ふ。其の書を挟んで東南に遊(2)して武林に及び、余を林伯穎大令家(3)に訪ぬ。二書を袖出す。一に曰く『鍊鞭』、一に曰く『日本先覺志』。『鍊鞭』は世士を針砭(4)するを主とし、『志』は則ち其の本国の先覺を伝ふ。嗚呼、先生の志、偉なり。夫れ日本の力(5)めて幕府の旧轍に反し、今日あるを獲るは、皆二三の君子の決胆(6)・洞腹(7)・伏鎧(8)・潤鎧(9)して、万死を以て敵(10)げるの節に類す。刑獄に倔強(11)なるもの、前に顛(12)るも後に躍りて、羈(13)を攬りて穢(14)を焚き、荊棘を化して夷担(15)と為し、遂に日に文明に臻(16)る。

此れ蓋し東亞の治に向ふの先声にして、黄種復古の上烈なり。吾旧渡辺華山(17)の伝を読み、深く其の人の智數武能を以て不世出の産と為す。乃ち一心に國の為にし、竟に死を以て繼ぐ。吾、其の獄中に人に与ふるの書を読んで、涙下するに至る。而るに『志』独りなし。特だ佐久間象山伝の中に於て偶(18)たま其の名を

大清国光緒二十七年五月、東越、林紓序

【訳註】

先覺志序（林琴南(1)）

韋庵先生年向七十。挾其書遨遊東南、及武林訪余於林伯穎大令家。袖出二書。一曰鍊鞭、一曰日本先覺志。鍊鞭主針砭世士、志則伝其本国之先覺。嗚呼、先生之志偉矣。夫日本力反幕府旧轍、獲有今日者、類皆二三君子決胆洞腹伏鎧潤鎧、以万死不敵之節。倔強於刑獄罰、前顛後躍、左撲右躍、攬羈焚穢、化荊棘為夷担、遂日臻於文明。此蓋東亞向治之先声、黃種復古之上烈也。吾旧讀

見るのみ。嗚乎、『志』中の諸君、其の心は固より皆華山の心あり。『志』、華山を伝へずと雖も、華山の各伝に散見せらるるは、人人皆華山なるのみ。余は海浜の羈客⁽¹²⁾なるも、一心に吾が皇帝を恋ふこと父母を恋ふが如し。宗旨⁽¹³⁾は實に東瀛⁽¹⁴⁾の尊王の諸君子と合す。然れども吾が華民の智も已に大いに開けしこと、火山の已に発するが如し。退抑⁽¹⁵⁾すべからず。将来の復古の望み、尤も必ず吾が兄弟の國に同じ。共に治に臻る。則ち吾の此の書に序するは、即ち復古の左券⁽¹⁶⁾なり。韋庵、我を愛し、並びに吾が國を愛す。其れ亦鬢^(ひざ)を掀^(かか)げて笑はん。許、知言と為さんや。

大清國光緒二十七年五月、東越、林紓序。

—註—

- (1) 林紓、琴南は字。清の学者で、後に北京大学教授となつた。古文を主とし、白話運動に反抗した。
- (2) 二の年、岡本は六三歳であつた。
- (3) 岡本が中国で交際していた林孝恂の家。
- (4) 戒めること。
- (5) 首をはねられる」と。
- (6) 切腹すること。
- (7) 刑死すること。
- (8) 釜ゆでの刑に処せられること。
- (9) 届強に同じ。
- (10) 平和で穏やかなこと。

見るもの。嗚乎、『志』中の諸君、其の心は固より皆華山の心あり。『志』、華山を伝へずと雖も、華山の各伝に散見せらるるは、人人皆華山なるのみ。余は海浜の羈客⁽¹²⁾なるも、一心に吾が皇帝を恋ふこと父母を恋ふが如し。宗旨⁽¹³⁾は實に東瀛⁽¹⁴⁾の尊王

(11) 江戸末期の蘭学者、画家。佐藤一斎・松崎慊堂らに儒学を学んだ後、高野長英らと交わり蘭学を始める。幕府の鎖国政策を批判し、天保一〇年、蛮社の獄によつて捕らえられた。二年後、自殺した。

(12) 旅人のこと。

(13) 根本。

(14) 東の海。日本をさす。

(15) 抑えつけること。

(16) 二分した割り符の左側。証拠のしるしのこと。

大日本中興先覺志序（岡本韋庵）

我大日本自明治中興以来、僅僅三十余年。國勢驥駿上進、如旭日自東而升。雖藉祖宗在天之靈、降鑑啓迪、然非忠勇志士前後奔走禦侮、焉得遽至於此哉。當時開港鎖國之論徧乎天下。人人憂憤不能自禁。諸藩倡開港者率歸和戎、言鎖國者皆主攘夷。及後和戎者与佐幕合、攘夷者与尊皇合。尊皇佐幕、兩党軋轔。而佐幕之不可勝尊皇、猶子之不可勝父。故幕府俄然奉還大政、皇室俄然回復古道。攘夷變為和親。天地否變為地天泰也。攘夷之說、大反人情。而尊皇之勢、不得從外人所請受其簸弄。則彼憂世保民者、不得不出于此。乃知攘夷者所以救開港之失、而奏中興之功、能全獨立自主之権者也。蓋各藩異論爭競、皆為君國起見、欲禦外侮。遂顧大義忽小節、連合為一以奉至尊。莫非神祖威德鎮護、其機一發、不可沮遏。以能保合大和。蔽惑不弁而祛、嫌隙不解而消。積年紛紛開鎖之論、一朝泯於無形也。當時予著中興論有言。宜開長崎横浜

箱館三港、以適外人之願。然後漸及諸港、其間專修我內政、察彼情俗。蓋是事理易見、決不可避者。而世人莫之顧者焉。巷議囂然鼎沸、專主尊攘、不欲毫釐依人。忽致大政復古、振七百余年之墜緒。猶富家翁按典地券討索。使海外萬國之人、遽望日章鶻空、感歎不息、而持節講和之使、無敢悍然抗異議者也。余窃有慨於此、敘維新間人物事蹟、詳其顛末、欲使人知所奮興適從、而平居尚志、不敢失墜。命之曰中興先覺誌。嗚呼、誰知我大日本見今文化、發乎數千年前神聖之大德、而成於忠勇志士憤激殉難之力。有類排雲霧仰天日乎哉。

明治三十四年辛丑第五月、阿波、岡本監輔撰。

我が大日本、明治中興より以来、僅僅三十餘年。國勢駿駿(1)として上進すること、旭日の東より升るが如し。祖宗在天の靈を藉りて、鑑を降して啓迪(2)すると雖も、然れども忠勇志士の前後に奔走して悔りを禦ること非ずんば、焉ぞ遽(3)に此に至るを得んや。當時、開港鎖国の論、天下に徧(4)し。人人憂憤して、自ら禁ずるあたはず。諸藩の開港を倡(5)ふる者は率ね和戎に帰し、鎖国を言ふ者は皆攘夷を主とす。後に及びて和戎は佐幕と合し、攘夷は尊皇と合す。尊皇・佐幕、両党軋轢す。而して佐幕の尊皇に勝つべからざるは、猶ほ子の父に勝つべからざるがごとし。故に幕府俄然として大政を奉還し、皇室俄然として古泰(6)と為るなり。攘夷の説は、大いに人情に反す。而して尊皇の勢は、外人の請ふ所に従ひて其の簷弄(7)を受くるを得ず。則

ち彼の世を憂ひ民を保つ者は、此に出でざるを得ず。乃ち攘夷は開港の失を救はんとする所以にして、中興の功を奏し、能く独立自主の権を全くする者なるを知るなり。蓋し各藩、論を異にして争ひ競ふも、皆、君國の為に起ち見はれて、外侮を禦せんと欲す。遂に大義を顧みて小節を忽(8)せにし、連合して一と為りて以て至尊を奉ず。神祖の威徳の鎮護、其の機に一たび發するに非ざることなくんば、沮遏(9)すべからず。以て能く保合大和す。蔽惑、弁ぜずして祛り、嫌隙、解せずして消ゆ。積年の紛糾たる開鎖の論、一朝にして無形に泯(10)ぶ。當時、予『中興論』(11)を著して言ふことあり、「宜しく長崎・横浜・箱館の三港を開きて、以て外人の願ひを適ふべし。」然る後に漸く諸港に及べば、其の間に我が内政を専ら修め、彼の情俗を察す。蓋し是の事の理は見易くして、決して避くべからざる者なり」と。而れども世人の之を顧みる者なし。巷議囂然として鼎沸し、専ら尊攘を主とし、毫釐も(12)人に依るを欲せず。忽ち大政復古を致し、七百余年の墜緒を振るはす。猶ほ富家翁の按じて地券を典して討索するがごとし。海外萬國の人をして、遽(13)に日章の空に鶻(14)るを望ましめば、感歎して息まず、而して節を持せし講和の使も、敢て悍然(15)として異議を抗する者なからん。余、竊(16)に此を慨するありて、維新の間の人物の事蹟を叙し、其の顛末を詳らかにして、人をして奮興適從せし所を知り、平居に尚ほ志し、敢て失墜せざらしめんと欲す。之に命じて『中興先覺誌』と曰ふ。嗚呼、誰か我が大日本の今に見はれし文化は、數千年前の神聖の大徳に發して、忠勇志士の憤激殉難の力と成るを知らんや。雲霧を排して天日を

仰ぐに類することあるかな。

明治三十四年辛丑第五月、阿波、岡本監輔撰。

殉難錄其最也。予於此等書、考證筆錄頗勞。窃謂諸人紀伝、未有如此之的確者也。

—註—

- (1) 急速なさま。
- (2) 教え導くこと。
- (3) 『易經』の卦の一つ。ふさがつて通じないさま。
- (4) 『易經』の卦の一つ。安泰なさま。
- (5) もてあそぶこと。
- (6) くい止める、阻止する。
- (7) 現在この文は残されておらず不明。
- (8) 少しも。
- (9) 気の荒いさま。

此の書は明治中興の事業を紀す。編年法に従ふ。端を率先する者に造め、次第に編述す。徳川公景山より、岩倉・三条の二公に至るまで、三十五人を得。二公は中興の元勲たり。克く始まりて終りあり。諸人と列して最後に任ずる者なり。諸人に代りて成功の意を告ぐと云ふのみ。

行文の間、或は姓名を称し、或は字号とす。一例に帰せず。おおむね世人の平生の称に従ひて謂ふ。必ずしも拘はれず。而して凡そ姓名字号は、其の旁に单直(1)を施す。地名は双直(2)。読者をして一見して了然たらしむ。言行の精要なる処には圈点(3)を施す。人に細省を冀こひねがふ所以なり。

此の篇の載する所の三十五人は、録を附する者甚だ多し。其の人、多くは天保年間に出で、予と前後す。其の事も亦、予の見聞せし所に係る。而るに後生の撰述の書も亦、數十百部に下らず。殉難の録の如きは其の最なり。予、此等の書に於て、考證筆錄するに頗る労す。ひそかに謂らく「諸人の紀伝は、未だ此の如く之れ的確なる者あらざるなり」と。

行文間、或称姓名、或字号。不帰一例。率従世人平生称謂。不必拘。而凡姓名字号、其旁施單直。地名双直。使讀者一見了然。

言行精要處施圈点。所以冀人細省也。

此篇所載三十五人、而附錄者甚多。其人多出於天保年間、与予前後。其事亦係予所見聞。而後生撰述之書、亦不下數十百部。如

—註—

- (1) 傍線。本稿では省略した。
- (2) 二重傍線。本稿では省略した。
- (3) 傍点。本稿では原文の当該部分に傍線を引いた。

上卷

德川公齊昭

馬有也卓

我國家明治維新之業、自為古今萬國所未會有。雖云祖宗英靈使然、抑亦勤王諸臣、與有力焉。若德川公齊昭、出于義公之裔、尊王遺伝成性、聰明英毅絕倫。有藤田一正相次正志等輔導、所以能為諸臣嚆矢。功名赫赫、伝千載而不朽也歟。公字子信、幼稱敬三郎、号景山。水戸藩主徳川公治紀第三子也。母外山氏。以寛政十二年三月十二日、生公于江戸小石川邸。年甫四歲、舉止既如成人。一日告父曰、児不欲為乳母所育。願以士人代之。乃命近臣二人為之傳。是歲始讀孝經、明年作國詩。九歲講銃槍等、未幾窺其蘊奧。

稍長每日發射小銃千彈、以為課業。嘗與近臣競走、一日行二十余里。略無疲困色。十七父薨。哀悼不已。心喪三年。不聽音樂。三十兄斂修公薨。公襲封、叙從三位、任左近衛中將。尋任參議、進權中納言。首釐革藩政、沙汰冗吏、正經界、省稅斂。命諸臣每歲擐甲謁藩祖義公廟。屢田獵以演習隊伍。曰是居治不忘亂之法也。天保十一年庚子。上皇崩。獻議幕府、請修山陵。獻資厚葬。幕府不省。上書朝廷、請復上古謚法。廷議從之。上謚曰光格天皇。十二年。設弘道館、自札樂射御劍槍銃砲、至算數醫術之類、分課教授。

常親臨視以獎勵之。子弟學業大進。是歲、幕府令列藩、嚴海防。公大喜、命工鑄造大砲、屢試屢敗。乃自指画之、終得製巨砲。恐銅材不給、將徵寺院梵鐘以充其料。或陳其不可。公曰昔在松平信

綱、鑄仏像以為錢、時人無非之者。況以梵鐘鑄大砲乎。夫仏以濟度群生自任。今鑄大砲者、在保護國民。即所以濟度群生也。遂命封內鑄造之。約可百門。既成。乃廢弓槍編制砲銃諸隊、尽倣泰西新式。名曰太極陣。公銳意攘夷、其所為如此。蓋在採長捨短。幕府疑其有異志。弘化五年五月。命罷其職、幽諸駒籠邸。時年四十有五。公在幽礼服端坐、終日不變。至礼服弊不敢更。其肅幕府如此。嘉永六年癸丑。美國使節伯爾理、率兵艦入浦賀港。呈國書請互市。幕議紛紛不決。閣老阿部正弘、素与公善。於是遣人諮詢之。公陳其策、獻大砲七十門、請供防海之用。天下皆服其先見。正弘勸幕府召公參議事。公辭。正弘自至駒籠強請、公固辭起入室。正弘兀坐不退至夜。公感激乃諾之。是為六月八日。先是、公又欲造巨艦。請之幕府。幕府以其祖宗所禁不敢聽。請製第二等艦見聽。因命船工造之。号曰朝日丸。自是以後、船禁漸弛、諸侯稍獲造巨艦。公之參幕政也、盛陳開港不可。幕府不聽而延接美人。公憤懣請罷。幕府慰諭再三。且曰苟有所見、牙參建議。安政二年乙卯八月。幕府再召公參大議。既而將軍家定罹疾。五年六月。疾病。大會侯伯于城中議嗣。時公第八子慶喜襲一橋氏、拜刑部卿。既長有声望。尾張侯權中納言德川慶恕越前侯近衛中將松平慶永等、皆屬望焉。欲立為嗣、勸之公。公意亦在此。同聲陳說。大老掃部頭井伊直弼、排之曰紀伊宰相家茂為將軍從弟。其性聰敏、可以為嗣。公曰家茂非不聰敏。然其齡僅十二歲耳。當此內外多事之時、而立幼主非策之得者也。慶喜才過家茂。其年亦長。宜以為嗣。慶恕慶永等、咸自傍贊之。直弼抗弁不已。公將見將軍言之。直弼陳疾篤、不敢通。公激怒欲斬之。直弼亦按劍而進。閣老間部詮勝、急走來

曰將軍召直弼。扶入內殿。不復出。公殺氣、衝冠而退。怏怏不樂。坐俟時變。七月四日。家定薨。直弼擁立家茂。以田安侯松平慶頼為之傳。直弼意在擅權。及家茂立。褫公及慶頼慶永等職而禁錮之。且禁慶喜牙參。物議囂然鼎沸。公不堪憂憤。陰發使者訴朝廷請其裁可。初朝廷聞幕府与美國訂條約。怒曰專斷大事。以書奏之。其慢甚矣。會公卿諮詢。將召三家與大老問之。直弼奏曰水尾二侯有罪閉居。紀侯猶幼。臣鞅掌政務。不能上京。將命老中間部詮勝西上。幸賜諮問。朝廷得報益怒。上一日謂群臣曰我國開闢以來。未嘗受外人侮辱。及朕躬乃有之。是朕不德所致。今欲雪之。而幕府不奉行。朕無辭告祖宗。當讓位賢者以謝其罪。悄然大息。左右恐惶固諫。上曰如何則可。前內大臣三条実方。嘗接諸藩士。聞其所說。知水藩可寄。乃謹對曰。勅強藩輔將軍。與列侯協商行事。則無不濟矣。水戸中納言齊昭。現任副將軍。唱攘夷忤幕府。屏居於國。其子一橋慶喜。材幹過人。今下勅齊昭。齊昭必喜奉命。及公請攘夷。上大然之。八月八日。將發勅書。召九條尚忠。尚忠陰與幕吏通款。稱疾不朝。左大臣近衛忠熙右大臣鷹司輔熙。及三條實萬等。共奉勅。勅曰幕府向奏与美國訂約。出於一時不得已。將使縱無外國之費。猶恐百度弛廢。乃欲召三家大老。使朝幕協和。設口實不敢朝。今特命卿遵奉朝旨。宜与大老老中三卿列侯妥議。以輔將軍禦外侮。又勅三家忠誠憂國。朕所依賴。以齊昭班在各藩上。故特勅之。使告朕旨。既而水戸藩京都留守居鶴飼幸吉。奉勅書至水戸。齊昭以為勅書不由宗家。奉之恐失禮讓。会九條尚忠。報幕府曰勅書下水藩。出於藩人強請。非朝廷意也。直弼聞之大喜。使

間部詮勝言於水戸曰。詮勝將不日西上。請秘勅書勿公。九月。詮勝西上。奏請將軍任官。併將具奏內外大事。館本能寺。稱病不朝。使町奉行岡部前常捕志士黨水戸者。懲致江戸。黜縉紳言攘夷者。說九條尚忠曰。齊昭參幕政。與阿部勢州等協議。與美國通好。今唱攘夷歸罪幕府者。欲立己子一橋刑部為將軍。己專國政耳。朝廷若恤德川氏。則請速正位号。尚忠然之。奏請叙家茂正三位。并征夷大將軍右近衛大將源氏長者淳和將學兩院別當。明年六月。幕府召公議之曰奏私見請密勅。使微者奉之。其罪大矣。乃處永禁錮。又幽閉其二子慶篤慶喜。及土佐侍從山内豊信宇和島侍從伊達宗城等。斬鶴飼某及安島某等。天下聞之莫不戰慄。志士切齒扼腕。皆欲啖直弼肉。七年三月三日。大風雪。水戸藩士等十七人。襲直弼於桜田門外而刺之。天下称快。後公患胸痛。歲余癒。既而復發。然公性豪邁。飲啖自若。万延元年庚申八月十五日。夜開觀月宴。招諸公子。諸公子退。遽召重臣遺言。是夜三更。晏然而薨。享年六十有一。私謚曰烈公。嘗上疏曰造三橋洋船數百千艘。鑄大砲數百万門。許天下僧徒蓄妻肉食。使習武技供防禦。又嘗虞北邊防禦。獻書于幕府曰。蝦夷之地。北接俄羅斯。西鄰滿州。為我北門鎖鑰。如遇俄人蚕食。他日隱憂難測。請得其地為封地。躬親臨之開拓。長靖北方。事終不聽。文久二年。朝廷追賞其忠節贈從二位大納言。即不然。稍聽其所言。銳意進取。開拓北邊。則足以籠絡天下之遊士。而創新大邑。為万里長城矣。屢經蹉跎。徒貽空言。其謂之何乎。然使德川氏後世。恭順謝罪。以保其宗廟。不受外人干涉。以

免臣民肝腦塗地。使天下之志士豪傑、不忍忘九世之仇百年之計者、
実公之遺訓余風使之然也。豈不謹哉。

我が國家の明治維新の業は、自ら古今万国の未だ曾て有らざる所と為す。祖宗の英靈の然らしむと云ふと雖も、抑そもそも亦勤王の諸臣、与に力おむるあり。徳川公斉昭のごときは、義公(一)の裔に出で、尊王の遺伝の性と成り、聰明英毅は倫を絶す。藤田一正(二)・相沢正志(三)等の輔導あるも、能く諸臣の嚆矢(四)と為る所以なり。功名赫赫(五)として、千載に伝はりて不朽なるかな。公、字は子信、幼称は敬三郎、号は景山。水戸藩主徳川公治紀の第三子なり。母は外山氏。寛政十二年三月十二日を以て、公を江戸小石川の邸に生む。年甫四歳、举止既に成人の如し。一日父に告げて曰く「児、乳母の育つ所と為るを欲せず。願はくは士人を以て之に代へよ」と。乃ち近臣二人に命じて之が傳(二)たらしむ。銃槍等を講じ、未だいくばくならずして其の蘊奥を窺ふ。稍長じて以て錢を為るも、時人の之をそし非る者なし。況や梵鐘を以て大砲を鏄るをや。夫れ仏は群生を濟度するを以て自ら任ず。今、大砲を鏄るは、國民を保護するに在り。即ち群生を濟度する所以なり」と。遂に封内に命じて之を鏄造せしむ。約百門なるべし。既に成る。乃ち弓槍を廃して砲銃諸隊を編制し、尽く泰西の新式に倣ふ。名づけて太極陣と曰ふ。公、銳く攘夷を意おふも、其の為す所は此の如し。蓋し長を採り短を捨つるに在り。幕府、其の異志あるを疑ふ。弘化五年五月、命じて其の職を罷めしめ、諸を駒籠邸に幽す。時に年四十有五。公、幽に在るも礼服して端坐し、終日変ぜず。礼服の弊するに至るも、敢て更めず。其の幕府に肅なること此の如し。嘉永六年癸丑、美國使節伯爾理、兵艦を率いて浦賀港に入る。国書を呈して互市(七)せんことを請ふ。幕議紛糾として決せず。閣老阿部正弘(八)、素より公と善し。是に

天保十一年庚子。上皇崩す。幕府に獻議して、山陵を修し資を獻じて厚く葬らん」とを請ふ。幕府、省みず。朝廷に上書して、上古のおくりな謚まことひの法を復せんと請ふ。廷議、之に従ふ。上おくりなしむ。常に親ら臨視して以て之を獎励す。子弟の学業、大いに進む。是の歳、幕府、列藩に伝令して、海防を嚴にせしむ。公、大いに喜び、工に命じて大砲を鏄造し、屢しばしば試み屢しばしば敗る。乃ち自ら之を指画し、終に巨砲を製するを得。銅材の給せざるを恐れ、將に寺院の梵鐘を徵して以て其の料に充てんとす。或もの不可を陳ぶ。公曰く「昔、松平信綱(九)在りて、仏像を鏄して以て錢を為るも、時人の之をそし非る者なし。況や梵鐘を以て大砲を鏄るをや。夫れ仏は群生を濟度するを以て自ら任ず。今、大砲を鏄るは、國民を保護するに在り。即ち群生を濟度する所以なり」と。遂に封内に命じて之を鏄造せしむ。約百門なるべし。既に成る。乃ち弓槍を廃して砲銃諸隊を編制し、尽く泰西の新式に倣ふ。名づけて太極陣と曰ふ。公、銳く攘夷を意おふも、其の為す所は此の如し。蓋し長を採り短を捨つるに在り。幕府、其の異志あるを疑ふ。弘化五年五月、命じて其の職を罷めしめ、諸を駒籠邸に幽す。時に年四十有五。公、幽に在るも礼服して端坐し、終日変ぜず。礼服の弊するに至るも、敢て更めず。其の幕府に肅なること此の如し。嘉永六年癸丑、美國使節伯爾理、兵艦を率いて浦賀港に入る。国書を呈して互市(七)せんことを請ふ。幕議紛糾として決せず。閣老阿部正弘(八)、素より公と善し。是に

於て人を遣はして之を諮詢^と。公、其の策を陳べ、大砲七十門を献じ、防海の用に供せんことを請ふ。天下皆其の先見に服す。正弘、自ら駒幕府に勧めて公を召して議事に参ぜしむ。公辭す。正弘、自ら駒籠に至りて強く請ふも、公固辞し起ちて室に入る。正弘、兀坐して退かず夜に至る。公、感激して乃ち之を諾す。是れ六月八日たり。是より先、公又巨艦^とを造らんと欲す。之を幕府に請ふ。幕府、其の祖宗の禁ぜし所なるを以て敢て聽かず。第二等艦を製するを請ひ聽かる。因りて船工に命じて之を造らしむ。号して朝日丸と曰ふ。是より以後、船の禁、漸く弛み、諸侯^{やや}稍^や巨艦を造るを獲。公の幕政に参するや、盛に開港の不可なるを陳ぶ。幕府聽かずして美人に接するを延ばす。公、憤懣して罷めんことを請ふ。幕府、慰諭すること再三。且つ曰く「苟も見る所あらば、牙参して建議せよ」と。安政二年乙卯八月。幕府、再び公を召して大議に参ぜしむ。既にして將軍家定、疾に罹る。五年六月。疾病す。大いに侯伯を城中に会し、嗣を議せしむ。時に公の第八子慶喜⁽¹⁴⁾は一橋氏を襲ひ、刑部卿に挙せらる。既に長じて声望あり。尾張侯権中納言徳川慶恕・越前侯近衛中将松平慶永⁽¹⁵⁾等、皆属望す。立てて嗣と為さんと欲し、之を公に勧む。公の意も亦此に在り。声を同じくして説を陳ぶ。大老掃部頭井伊直弼⁽¹⁶⁾、之を排して曰く「紀伊の宰相家茂⁽¹⁷⁾は將軍の従弟たり。其の性は聰敏にして、以て嗣と為すべし」と。公曰く「家茂は聰敏ならずんば非ず。然れども其の齢は僅^{わづか}に十二歳なるのみ。此れ内外の多事に当るの時にして、幼主を立つるは策の得る者に非ざるなり。慶喜の才は家茂に過ぐ。其の年も亦長ず。宜しく以て嗣と為すべし」と。

慶恕・慶永等、咸^{みな}傍より之に賛す。直弼、抗弁して已^とまざ。公、將に將軍に見えて之を言はんとす。直弼、疾の篤きを陳べて敢て通さず。公、激怒して之を斬らんと欲す。直弼も亦劍を按じて進む。閑老間部詮勝⁽¹⁸⁾、急ぎ走り來りて曰く「將軍、直弼を召す」と。扶けて内殿に入る。復た出でず。公の殺氣、冠を衝きて退く。快快⁽¹⁹⁾として樂します。坐して時の變するを俟つ。七月四日。家定薨す。直弼、家茂を擁立し、田安侯松平慶頼を以て之が傳と為す。直弼の意は權を^{ほし}擅^{いま}にするに在り。家茂の立つに及び、公及び慶恕・慶永等の職を褫^{うば}ひて之を禁錮す。且つ慶喜の牙參を禁ず。物議囂然として鼎沸す。公、憂憤に堪えず。陰に使者を發して朝廷に訴へて其の裁可を請ふ。初め朝廷、幕府と美國と條約を訂するを聞きて、怒りて曰く「大事を専断して、書を以て之を奏す。其の慢なること甚だし」と。会^{たま}たま公卿諮詢し、將に三家と大老とを召して之を問はんとす。直弼奏して曰く「水・尾の二侯は罪ありて閉居す。紀侯は猶ほ幼し。臣は政務を鞅掌し、京に上るあたはず。將に老中間部詮勝に命じて西上せしめ、幸いに諮詢を賜はらしめんとす」と。朝廷、報を得て益ます怒る。上、一日、群臣に謂ひて曰く「我が國開闢以来、未だ嘗て外人の侮辱を受けず。朕が躬に及びて乃ち之あり。是れ朕が不徳の致す所なり。今、之を雪がんと欲するも、幕府は奉行せず。朕は辭の祖宗に告ぐるものなし。當に位を賢者に譲りて以て其の罪を謝すべし」と。悄然として大息す。左右恐惶して固く諫む。上曰く「如何にせば則ち可なる」と。前の内大臣三条実^{さね}万⁽²⁰⁾、嘗て諸藩士に接し、其の説く所を聞き、水藩の寄るべきを知る。

乃ち謹んでこたへて曰く「強藩に勅して將軍を輔けて、列侯と行
事を協商せしめば、則ち済はざるはなし。水戸の中納言者昭は、
現任は副将軍なるも、攘夷を唱へて幕府にさからひ、國に屏居す。
其の子一橋慶喜は、材幹人に過ぐ。今、勅を斎昭に下せば、斎昭、
必ず喜びて命を奉じん。公に及びて攘夷を請へ」と。上、大いに
之を然りとす。八月八日。將に勅書を發せんとす。九條尚忠(21)
を召す。尚忠、陰に幕吏と款を通ず。疾と称して朝せず。左大臣
近衛忠熙・右大臣鷹司輔熙、及び三條実万等、共に勅を奉ず。勅
に曰く「幕府、向さきに美國と約を訂むすぶを奏す。一時の已むを得
ざるに出て。將に間部詮勝をして京に上り以て聞せしむ。乃ち前
令の広く諸侯に詢ふ者と相反することなからんや。朝命に違ひて
国事をゆるが忽せにす。縦たとひ外国の舞(22)なからんも、猶ほ百度(23)
の弛廢(24)するを恐る。乃ち三家・大老を召して、朝・幕をして
協和せしめんと欲するも、口実を設けて敢て朝せず。今、特に卿
に命じて朝旨を遵奉せしめ、宜しく大老・老中・三卿・列侯と妥
議して以て將軍を輔け外侮を禦すべし。又、三家に忠誠もて國を
憂うるを勅す。朕の依頼する所は、斎昭の班を以て各藩の上に在
りとす。故に特に之を勅して朕が旨を告げしむ」と。既にして水
戸藩京都留守居鶴飼幸吉、勅書を奉じて水戸に至る。斎昭以おもへ
と。会たま九條尚忠、幕府に報じて曰く「勅書の水藩に下るは、
藩人の強いて請ふに出で、朝廷の意に非ざるなり」と。直弼、之
を聞きて大いに喜ぶ。間部詮勝をして水戸に言はしめて曰く「詮
勝は將に西上に日あらず。請ふ、勅書を秘して公にするなかれ」

と。九月。詮勝、西上し、奏して將軍の任官を請ふ。併せて將に
具に内外の大事を奏せんとす。本能寺に館す。病と称して朝せず。
町奉行岡部前常をして志士の水戸に党する者を捕へ、江戸に檻致
し、縉紳(25)の攘夷を言ふ者をしりぞ黜しりぞけしむ。九條尚忠に説きて
曰く「斎昭は幕政に参し、阿部勢州等と協議し、美國と通好す。
今、攘夷を唱へて罪を幕府に帰するは、己が子の一橋刑部を立て
て將軍と為し、己の国政を専らにせんと欲するのみ。朝廷、若し
徳川氏を恤あはれまば、則ち速に位号を正さんことを請ふ」と。尚
忠、之を然りとす。奏して家茂に正三位を叙し、征夷大將軍・右
近衛大將・源氏長者・淳和將學両院別(26)當に拝せん」とを請ふ。
明年六月。幕府、公を召して之を譲めて曰く「私見を奏して密勅
を請ひ、微者をして之を奉ぜしむ。其の罪大なり」と。乃ち永禁
錮に處す。又、其の二子慶篤・慶喜、及び土佐侍従山内豊信(27)
・宇和島侍従伊達宗城(28)等を幽閉し、鶴飼某及び安島某等を斬
る。天下、之を聞きて戰慄せざるはなし。志士、切歎扼腕(29)し、
皆直弼の肉を啖くわらはんと欲す。七年三月三日。大いに風雪す。水
戸藩士等十七人、直弼を桜田門外に襲ひて之を刺す。天下、快と
称す。後、公、胸痛を患ひ、歳余にして癒ゆ。既にして復た発す。
然れども公性豪邁、飲啖自若たり。万延元年庚申八月十五日。夜、
觀月の宴を開き、諸公子を招く。諸公子退き、にはか遽に重臣を召
して遺言す。是の夜三更、晏然(30)として薨す。享年六十有一。
私におくりなして烈公と曰ふ。嘗て上疏して曰く「三檣(31)の洋
船数百千艘を造り、大砲数百万門を鑄し、天下の僧徒に妻を蓄ひ
肉食するを許し、武技を習ひ防禦に供せしむ」と。又嘗て北辺の

防禦を虞^{うれ}へ、書を幕府に獻じて曰く「蝦夷の地は、北は俄羅斯^{オロシヤ}に接し、西は滿州に隣す。我が北門の鎖鑰⁽³²⁾たり。如し俄人⁽³³⁾の蚕食に遇はば、他日の隱憂、測り難し。請ふ、其の地を得て、封地と為さん。躬親^{みずか}ら之が開拓に臨み、北方を靖んずるに長たらん」と。事終に聽かれず。文久二年。朝廷、其の忠節を追賞して従二位大納言を贈る。明治二年。又詔して加へて従一位を贈る。公、天下に率先して以て勤王の士を鼓舞す。國家の柱石と為すに足れり。⁽³⁴⁾ 仮^{たとひ}其をして將軍の任に当たらしむとも、則ち以て皇威を海表に輝かして、宇内に雄飛すべし。即ち然らず。稍^{やや}其の言ひし所を聴くに、銳意進取、北辺を開拓し、則ち以て天下の遊士を籠絡⁽³⁴⁾して、大臣を創新し、万里の長城と為すに足る。
 屢^{しば}蹉趺^{いたづら}を経、徒^{いたづら}に空言を貽^{のこ}す。其れ之を何と謂はんや。然れども徳川氏の後世をして、恭順謝罪し、以て其の宗廟を保ち、外人の干渉を受けず、以て臣民の肝腦を地に塗るを免れしむ。天下の志士豪傑をして、九世の仇・百年の計を忘るるに忍びざらしむるは、實に公の遺訓余風の之をして然らしむるなり。豈に壁⁽³⁵⁾ならざらんや。

—註—

- (1) 水戸藩第二代藩主の徳川光圀の諱。
- (2) 藤田幽谷。江戸後期の儒学者。後期水戸学の祖。藤田東湖の父で、尊王攘夷を主張した。
- (3) 会沢正志斎。江戸末期の儒学者で、水戸学の代表的思想家。その著『新論』は尊王攘夷運動の聖典とされた。晩年は水戸藩激派に対する鎮派の

中心となつた。

(4) 物事のはじまりのこと。

(5) 明かでさかんなさま。

(6) 養育係のこと。

(7) 和歌のこと。

(8) 改めること。

(9) むだな官吏のこと。

(10) 鎧や兜を身につけること。

(11) 江戸前期の幕府老中。第三代將軍家光のもとで島原の乱鎮压に功績をあげる。次の家綱の際には、幕政を運営し、幕藩体制の確立に尽くした。

(12) 外国と貿易すること。
 (13) 幕末開国前後の幕府老中首席。徳川齊昭(水戸)・島津齊彬(薩摩)・松平慶永(越前)・山内豊信(土佐)ら有力大名との強調を図り、朝廷・幕府・諸藩の合体と幕府の改革につとめた。

(14) 第一五代將軍。ペリー來航後、改革派雄藩の松平慶永ら一橋派に推され、南紀派の推す徳川慶福(家茂)と將軍繼嗣を争つたが、井伊直弼の大老就任のため敗れた。また勅許を待たずに日米修好通商条約に調印した事に対して徳川齊昭・尾張藩主徳川慶勝らと井伊を詰責したため、登城を止められ、安政の大獄の際、隠居謹慎処分を受けた。

(15) 幕末の越前福井藩主、幕府の政事總裁。ペリー來航に際して、海防の強化を説くほか、熊本藩士横井小楠を登用し、一二代將軍家定の繼嗣に一橋慶喜を推すなどした。

(16) 江戸末期の大老。彦根藩主。日米修好通商条約を違勅調印し、安政の大獄を行つた。將軍繼嗣問題では一橋派に対抗して、南紀派として「皇

也 马 卓 有

「國の風儀」と「血脉」を強調して徳川慶福（家茂）を推した。桜田門外の変にて暗殺された。

（17）第一四代將軍。井伊直弼が大老に就任したのち、繼嗣となり、一三代家定の死後將軍職に就いた。孝明天皇の妹和宮を夫人に迎え、公武合体による幕府権力の回復をはかった。

（18）幕末開国前後の幕府老中。阿部正弘の後、首席をつとめた。天保年間にも老中であったが、水野忠邦と合わず引退。井伊直弼が大老となつた際、再び老中に登用された。

（19）心に満足しないさま。

（20）幕末の公卿。条約の勅許問題では勅許反対の立場をとり、また將軍繼嗣問題では一橋慶喜を推した。井伊直弼の条約無勅許調印に対し、水戸への勅諭發出に尽力し、佐幕派の九條尚忠の排斥運動を行つた。

（21）原本は「尚忠」をすべて「忠尚」に作るが改めた。

（22）仲違い、きず、欠点。

（23）いろいろな制度のこと。

（24）ゆるみ廢れること。

（25）官吏、身分の高い人。

（26）原本は「別」字を「別」に作るが、文意により改めた。

（27）幕末期の土佐藩主。將軍繼嗣問題では雄藩連合運動を進め、松平慶永・島津斉彬・伊達宗城らとともに「天下の四賢侯」と呼ばれた。その後、

公武合体を周旋するなどした。

（28）幕末・明治時代初期の政治家。宇和島藩主。高野長英や大村益次郎らを登用し、様式軍備の充実を図つた。將軍繼嗣問題で失敗した後、安政の大獄を期に隠居するも、活動的に行動し続け明治二十五年に死去した。

（29）歯をくいしばり、腕をにぎりしめること。

（30）安らかで穏やかなさま。

（31）三本の帆柱。

（32）銚前と鍵。門戸のしまり、出入りの要所のこと。

（33）ロシア人のこと。

（34）まとめるること。

（35）正しいこと、よいこと。「壁」は或いは「偉」の誤りか。

藤田東湖

徳川公斉昭、網羅奇才異能之士、举世称其得人。而其言行卓偉、尤能動人者、莫如藤田東湖也。東湖名彪、字斌卿、称虎之助。東湖其号。其先出參議小野篁之裔。父一正、号幽谷、称次郎左衛門。家世業商。至一正始仕水戸藩、為彰考館總裁。母丹氏。東湖幼而奇穎。年十四、從父如江戸、見龜田鵬齊太田錦城諸子。而不甚喜讀書、專攻武技、學劍於岡田十松。比弱冠、慨然自奮曰、絳灌無文、隨陸無武、古人所笑。大丈夫奈何不学。遂刻苦讀書、詩賦文章、一揮乃成。而辭理明暢、他人雖精思不能及也。文政七年甲申。美艦抵常陸、剽掠民家。一正慨然命東湖往讞之。曰我唯有汝一子耳。然汝殺夷賊、從容就官請自裁。則吾願足矣。東湖急結束至、則幕吏給薪水去。東湖扼腕切齒者久之。時年十九。尋喪父、襲其祿一百石。二十四、摂彰考館總裁。立於先輩諸子之上、心不自安。寄書總裁青山子世請罷職。且陳館中五弊。曰心術不正者不宜預館職。曰正人寒学不宜廢棄。曰摂職之選不宜在彪。曰史業督責不宜。

迫蹙。曰虚文粉飾不宜助長。堂堂五千言。文出土大夫伝誦、震動一時。方藩主斉修公疾篤、繼嗣未定、憤激赴江戸、周旋甚力。公薨、弟齊昭公襲職。三遷至側用人、眷遇至渥。弘化元年甲辰。幕府命公伝位世子慶篤。東湖獲罪、幽居小梅別墅。益奮励。和文正氣歌以暢豪懷。其辭曰。

天地正大氣	粹然鐘神州	秀為不二嶽	巍巍聳千秋
注為大瀛水	洋洋環八洲	發為万朵桜	衆芳難与儔
凝為百鍊鐵	銳利可割鑿	蓋臣皆熊羆	武夫尽好仇
神州孰君臨	万古仰天皇	皇風治六合	明德侔太陽
不世無汚隆	正氣時放光	乃參大連議	侃侃排瞿曇
清丸嘗用之	燄燄焚伽藍	中郎嘗用之	宗社盤石安
忽起西海鶴	妖僧肝胆寒	忽揮龍口劍	虜使頭足分
芳野戰酣日	怒濤殲妖氛	志賀月明夜	陽為鳳輦巡
或伴櫻井駅	又代帝子屯	或投鎌倉窟	憂憤正憤憤
或殉天目山	遺訓何懲懲	或守伏見城	一身當万軍
然當其鬱屈	承平二百歲	斯氣常獲伸	吏之凶焰、保恭順之大節。
長在天地間	乃知人雖亡	英靈未嘗泯	莫非國家他日之福也。
忠誠尊皇室	孰能扶持之	卓立東海濱	
一朝天步艱	孝敬事天神	修文兼奮武	
孤臣困葛藟	邦君身先淪	頑鈍不知機	
荏苒二周星	君冤向誰陳	孤子遠墳墓	
屈伸付天地	獨有斯氣隨	嗟予雖万死	
	生死又何疑	豈忍與汝離	
		生當雪君冤	
		復見張四維	
			極天護皇基

徳川公斉昭、奇才異能の士を網羅し、世を挙げて其の人を得るを称す。而して其の言行卓偉にして、尤も能く人を動かす者は、藤田東湖に如くはなきなり。東湖、名は彪たけ、字は斌卿、称は虎之助。東湖は其の号なり。其の先は参議小野篁(1)の裔より出づ。父は一正、号は幽谷、称は次郎左衛門。家は世よ商を業とす。一正に至りて始めて水戸藩に仕へ、彰考館(2)の総裁と為る。母は丹氏。東湖は幼くして奇穎(3)。年十四、父に従ひて江戸に如き、亀田鵬齊(4)・太田錦城(5)の諸子に見ゆ。而れども甚だしく

学者誦之、一時偏乎天下。使人頓生勤王之念矣。居三年、見赦帰郷。著常陸带回天詩史等書。勸藩主尊崇天朝、輔翼幕府、拓開辺陲、種殖人民。反覆弁論以雪齐昭公冤。世人歎服、來請教者填門。嘉永六年。幕府起公諮詢防海策。公召東湖復原職、總督学政。藩主慶篤、親書誠之進三字賜之、使為通称。安政乙卯冬十月。地大震。小石川藩邸屋宇傾覆。東湖既免、見母入防火、復入掖母走出。大慶転覆、投母于外、母纔免而身圧死。時年五十。訃至京師、天皇悼惜焉。東湖状貌魁岸、眼光射人。性豪爽清快、事君慷慨、每遇大節、無所畏避。嘗慮土佐侯山内容堂招、抵其邸。容堂問時務、以謀叛為第一良策。容堂笑曰誠之進亦大言乎。其豪宕可想也已。我國自有霸府七百余年、能言尊王者、唯有水府義公。子孫相承、至景山公尤著称。而東湖輔佐之、專明大義正人心。其功偉矣。人或議其矯枉過直、所以激成他日党派之禍、殊不知天使東湖等挫幕吏之凶焰、保恭順之大節。莫非國家他日之福也。

は読書を喜ばず、武技を専攻し、剣を岡田十松に学ぶ。弱冠に比^{およ}び、慨然として自奮して曰く「絳灌にして文なく、隨陸にして武なき⁽⁶⁾は、古人の笑ふ所なり。大丈夫は奈何ぞ学ばざらん」と。遂^つに刻苦して読書し、詩賦文章は、一たび揮^{ふる}えば乃ち成る。而して辞理明暢にして、他人、精思すと雖も及ぶあたはざるなり。文政七年甲申、美艦、常陸に抵^{いた}る。民家を剽^{ひょうりやく}掠^すす。一正、慨然として東湖に命じて往きて之を餓^{はうぼ}さしめんとす。曰く「我、唯だ汝^一子あるのみ。然れども、汝、夷賊を殺さば、從容として官に就きて自裁を請へ。則ち吾が願ひ足れり」と。東湖、急ぎ結束して至れば、則ち幕吏薪水を給して去る。東湖、扼腕切歎する者^二之を久しくす。時に年十九。尋いで父を喪ひ、其の祿一百石を襲ふ。二十四、彰考館總裁を摶る。先輩諸子の上に立ち、心に自ら安んぜず。書を總裁青山子世に寄せ職を罷めんと請ふ。且つ館中の五弊を陳ぶ。曰く、心術の正しからざる者は宜しく館職に預かるべからず。曰く、正人の実学は宜しく廃棄すべからず。曰く、摶職の選は宜しく彪に在るべからず。曰く、史業の督責は宜しく迫^{はくしゆく}蹙⁽⁷⁾すべからず。曰く、虚文粉飾は宜しく助長するべからず。堂堂五千言。文士大夫の伝誦に出で、一時を震動せしむ。藩主^{なりのぶ}修公の疾篤く、繼嗣の未だ定まらざるに方り、憤激して江戸に赴き、周旋甚だ力む。公薨じ、弟の齊昭公、職元年甲辰。幕府、公に命じて位を世子の慶篤に伝へしむ。東湖は罪を獲、小梅別墅に幽居せらる。益ます奮励す。文文山⁽⁸⁾の「正氣歌」に和して以て豪懷を暢ぶ。其の辭に曰く、

天地 正大の氣

粹然⁽¹⁰⁾として神州⁽¹¹⁾に鐘^{あつ}まる
秀^{そそ}ては不^二の巔⁽¹²⁾と為り

巍巍^{そそ}として千秋に聳^{そび}ゆ

注いでは大瀛⁽¹³⁾の水と為り
洋洋として八洲を環^{めぐ}る

發しては万朶⁽¹⁴⁾の桜と為り
衆芳^{そよ}与に儔^{たく}ひ難し

凝^こつては百鍊の鉄と為り
衆芳^{そよ}与に儔^{たく}ひ難し

武夫 尽く好仇⁽¹⁵⁾

銳利^{かぶと}を割る⁽¹⁵⁾べし
蓋^{じんしん}臣⁽¹⁶⁾皆^{ゆうひ}熊^{くま}熊^{くま}

神州^孰か君臨する

萬古 天皇を仰ぐ

皇風 六合に治^{あまね}く

明徳 太陽に侔^{ひと}し

正氣 時に光を放つ

世として汚隆なくんばあらず⁽¹⁸⁾

乃ち大連^{おおむらじ}の議に参しては

侃侃⁽¹⁹⁾侃侃⁽¹⁹⁾瞿^{くどん}瞿^{くどん}を排す

乃ち明主の断を助けては
中郎⁽²⁰⁾嘗て之⁽²⁴⁾を用ひ

宗社 盤石 安^すし

清丸 (25) 詧て之を用ひ

妖僧 (26) 肝胆寒し

忽ち龍の口の剣を揮^{ふる}ひ

虜使 (27) 頭足分る

怒濤 ち西海の颶^{づく}を起し

志賀 月明の夜

陽りて鳳輦^{ほうれん}の巡ると為す

芳野 戰 酷^{たげなわ}なる日の日

又 帝子の屯に代はる

或は鎌倉の窟^{いはや}に投じ

憂憤 正に憤 憤^{うん}

或は櫻井の駅に伴ひ

遺訓 何ぞ慇懃なる

或は伏見の城を守り

一身万軍に當る

或は天目山に殉^{じゆ}じ

承平二百歳

斯の氣 常に伸ぶるを獲⁽²⁹⁾たり

然れども其の鬱屈するに当りては

四十七人を生ず⁽³⁰⁾

乃ち知る 人亡ぶと雖も

英靈 未だ嘗て涙^{ほろ}びず
長^{とき}へに天地の間に在つて

凜⁽³¹⁾然 納^な彝倫⁽³²⁾を叙づるを

孰か能く之を扶持す

卓立す 東海の濱^{ほとり}

忠誠 皇室を尊び

孝敬 天神に事ふ

文を修むると武を奮ふと

誓つて胡塵を清めんと欲す

一朝 天歩^な艱^み

邦君 身先づ淪^{しづ}む

頑鈍 機を知らず

罪戾 孤臣に及ぶ

孤臣 葛藟^{かつるい}に困しむ

君冤 誰に向つてか陳べん

孤子 墓に遠ざかる

何を以てか先親に謝せん

独り⁽³⁴⁾斯の氣の隨ふあり

嗟^{ああ}予 方死すと雖も

豈に汝と離るるに忍びんや

屈伸 天地に付す

生死 又⁽³⁵⁾何⁽³⁶⁾ぞ疑はん

生きては當に君冤を雪ぐべく

復 四(37)維を張るを見ん

死しては忠義の鬼と為り

極天 皇基(38)を護らん

学ぶ者之を誦し、一時、天下に偏あまねし。人をして勤王の念を頓生せしむ。居ること三年、赦されて郷に帰る。『常陸帶』『回天詩

(39)史等の書を著はす。藩主に天朝を尊崇し、幕府を輔翼し、辺陲を開拓し、種殖を人民に勧む。反覆弁論して以て斎昭公の冤を雪ぐ。世人歎服し、来りて教へを請ふ者門を填うずむ。嘉永六年、幕府、公を起して防海策を諮詢せしむ。公、東湖を召して原の職

に復し、学政を總督せしむ。藩主慶篤、親ら「誠之進」の三字を書し之を賜ひ、通称と為さしむ。安政乙卯冬十月。地大いに震ふ。

小石川藩邸の屋宇、傾覆す。東湖既に免るるも、母の防火に入るを見、復た入りて母を掖わきばさみて走り出づ。大厦(40)転覆し、母を外に投げ、母は纏わざかに免るるも身は圧死す。時に年五十。計、京師に至り、天皇悼惜す。東湖は状貌魁岸(41)にして、眼光

畏避する所なし。嘗て土佐侯山内容堂の招きに応じ、其の邸に抵いた人を射る。性は豪爽清快、君に事ふるに慷慨、大節に遇ふ毎に、

(7)せまること。
(8)目をかけて、手厚くもてなすこと。
(9)南宋末の政治家。元軍に捕らえられ、帰順を求められたが拒絶し、三家の一たり。未だ之を如何ともするあたはざるのみ。異姓諸侯の如きは、「謀叛を以て第一良策と為す」と。容堂笑ひて曰く「誠之進、亦大言なるか」と。其の豪宕なること想ふべきのみ。我が国は霸府ありてより七百余年、能く尊王を言ふ者は、唯だ水府の義公あるのみ。子孫相承け、景山公に至りて尤も著称なり。而して

東湖は之を輔佐し、専ら大義を明らかにし、人心を正す。其の功、偉なり。人、或いは其の枉を矯むるの直に過ぐるは、他日の党派の禍を激成する所以なりと議するも、殊に天の東湖等をして幕吏の凶焰(42)を挫き、恭順の大節を保たしむるを知らざるなり。國家他日の福に非ざるはなし。

—註—

(1)平安時代の漢詩人、歌人。

(2)徳川光圀が開いた水戸藩の修史局。『大日本史』の編纂事業が行われた。

(3)しば抜けていること。

(4)江戸後期の儒学者。折衷学派。

(5)江戸後期の儒学者。考証学派。

(6)いすれも前漢の高祖の臣下。絳侯の周勃と灌嬰はともに武功はあったが学問がなく、隨何と陸賈は学問はあつたが武功がなかつた。文武兼ね備えず、片手落ちであつたことを意味する。

(7)せまること。

(8)目をかけて、手厚くもてなすこと。

(9)南宋末の政治家。元軍に捕らえられ、帰順を求められたが拒絶し、三年間獄中にあつて処刑された。「正氣の歌」は獄中で詠んだもの。

(10)純粹なさま。

(11)日本のこと。

(12)富士山のこと。

(13)大海のこと。

- (14) 幾千万本の枝のこと。
- (15) 藤田東湖は「割」を「断」とする。
- (16) 忠臣のこと。
- (17) 腹心股肱の臣のこと。
- (18) 盛衰がなかつたわけではない、の意。
- (19) 剛直なさま。
- (20) 仏教のこと。欽明天皇一三年の件をさす。
- (21) 火の燃えあがるさま。
- (22) 仏殿のこと。敏達天皇一四年の件をさす。
- (23) 中臣鎌足のこと。皇極天皇四年の件をさす。
- (24) 正氣をさす。
- (25) 和氣清麿のこと。称徳天皇・神護景雲六年の道鏡を天位につかせようとする宇佐八幡の神託の件をさす。
- (26) 弓削道鏡のこと。
- (27) 元の使者。後宇多天皇の建治元年の件をさす。
- (28) 藤田東湖は「或守伏見城 一身当万軍 或殉天目山 幽囚不忘君」を「或殉天目山 幽囚不忘君 或守伏見城 一身当万軍」に作る。
- (29) 原本は「獲」を「護」に作るが改めた。
- (30) 赤穂義士のこと。元禄一五年の件をさす。
- (31) 藤田東湖は「凜」を「隱」に作る。
- (32) 道徳倫理のこと。
- (33) 身にまといつく困難のこと。
- (34) 藤田東湖は「独」を「唯」に作る。
- (35) 藤田東湖は「又」を「復」に作る。

梁川星巖

徳川氏末年、学者輩出、文教大振。而一心至誠憂国、不能自禁者、推梁川星巖藤森天山等為稱首。其人言思、承前開後。為功不細矣。梁川星巖、名孟緯、字公岡、称新十郎。星巖其号。美濃国安八郡曾根村人也。父曰稻津長考。幼從花溪寺大隨和尚受教。年甫十二、侍父疾看護不怠。及沒悲泣廐寢食。隣里莫不感賞。十五。慨然有四方之志。讓家子弟、改姓曰梁川。東遊從古賀精里山本北山学。入王子村金輪寺、攻苦十年。識見高遠。嗜詩如命。其婦景婉亦解吟哦。夫妻相携、歷遊四方。抵鎮西探地形、帰入京。与賴山陽貫名海屋等締交親善。天保五年甲午。貨廢地于江戸玉池、結茅屋開詩社。曰玉池吟社。与大窪詩仏菊池五山等相唱和。生徒日進、名声四驕。弘化二年乙巳。忽售之西帰。人問其故不言。強叩之、乃曰江戸民物富庶、人口且五百万。而其食多海運所輸。如有英夷連巨艦列大礮、關闈房相之間、則五百万生靈、飢餓在旦夕。吾徒無用游民。不如速去以減人物也。其實在不欲踏林子平高野長。

- (36) 藤田東湖は「何」を「奚」に作る。
- (37) 藤田東湖は「四」を「綱」に作る。
- (38) 皇室の礎のこと。
- (39) 原本は「詩」を「時」に作るが改めた。
- (40) 大きな屋敷のこと。
- (41) 大きくてたくましいこと。
- (42) 凶惡な勢いのこと。

英等遭難之覆轍云。遂去。棲遲于京城東北鴨川上。扁其室曰鴨沂小隱。焚香讀書。優游自得有古逸民之風。其詩取材於漢魏。運以唐宋明清諸家之長。而寄托深婉。皆期乎裨補世道人心。嘉安間。外艦屢至。幕府多失政。星巖憂之。見乎詩章。及朝廷下別勅于水戸藩。鞅掌尽力。又与薩摩西鄉隆盛肥後横井小楠等屢議密事。戊午秋。閣老間部詮勝。奉命上京。將收捕尊攘諸子。聞之窃慨歎。星巖嘗與詮勝相識。因欲諫之。作詩二十五首以譏切時弊。有言云。當年乃祖氣憑陵。叱咤風雲捲地興。今日不能除外燐。征夷二字是虛稱。

小籜大策漫紛紛。一舉誰能掃海氛。聖慮焦思無昼夜。

微臣爭不効忠勤。勢孤大樹支難得。運去万牛挽不回。欲壽國家真命脈。

只須竭力拔群材。

既罹疾。是秋九月二日。遂歿。享年七十。及諸子就縛。幕吏謂星巖為巨魁。數其罪。收景婉下獄。乃訊鞠之。景婉夷然對曰。良人男子也。豈洩國家機密于婦女子乎。縱令洩之。安得為人妻而白其夫罪案乎。不復言。吏未如之何。遂釀之。実星巖歿後三日事云。星巖容貌清臞。如不勝衣者。顙骨聳峙。眼光射人。性澹泊不拘于物。嘗在北山塾。放蕩不羈。負債數十金。債主急督之。星巖不知策所出。自剪鬚與之。為僧以謝。自是号曰詩禪。晚年潛心道學。折衷于王陽明劉念台。出入乎邵康節陳白沙。大有所悟入。著春雷余響。自警編云要之憂國正氣。至老益勁逾溢于詩篇。聳動後進。極偉。一時詩家。奉為泰斗。不亦宜乎。景婉亦有丈夫之氣。不辱其夫。可尚也已。藤森天山詩品。殆与星巖匹。而論策則過之。未

知其氣節何如也。當時有羽倉簡堂安井息軒塙谷岩陰諸人。皆豪邁競論建。而其詩則不及二人遠矣。余知息軒。不識天山岩陰。而及見星巖簡堂。謂之髦老。不欲煩贅。至今為遺憾。

徳川氏末年。學者輩出し。文教大いに振ふ。而るに一心に至誠もて国を憂ひ。自ら禁ずるあたはざる者は、梁川星巖・藤森⁽¹⁾天山等を推して称首と為す。其の人の言思、前を承け後を開く。功を為すこと細からず。梁川星巖、名は孟緯、字は公岡、称は新十郎。星巖は其の号。美濃の国安八郡曾根村の人なり。父は稻津長考と曰ふ。幼きより花溪寺の大隨和尚に従ひて教えを受く。年甫十二、父の疾に侍りて看護して怠らず。没するに及びて悲泣して寢食を廢す。隣里、感賞せざるはなし。十五。慨然として四方の志あり。家を弟に譲り、姓を改めて梁川と曰ふ。東遊して古賀精里⁽²⁾・山本北山⁽³⁾に従ひて学ぶ。王子村の金輪寺に入りて、攻苦⁽⁴⁾すること十年。識見高遠なり。詩を嗜むこと命の如し。其の婦の景婉⁽⁵⁾も亦吟哦⁽⁶⁾を解す。夫妻相携へて、四方を歷遊す。鎮西に^{いた}抵りて地形を探り、帰りて京に入る。頬山陽⁽⁷⁾・貢名海屋⁽⁸⁾等と締交して親善たり。天保五年甲午。廃地を江戸玉池に貸し、茅屋を結びて詩社を開く。玉池吟社と曰ふ。大窪詩仏⁽⁹⁾・菊池五山⁽¹⁰⁾等と相唱和す。生徒、日に進み、名声四もに騁す。弘化二年乙巳。^{たちま}忽ち之を售りて西帰す。人、其の故を問ふも言はず。強いて之を叩へば、乃ち曰く「江戸の民物は富庶にして、人口は且に五百万。而も其の食は多く海運の輸する所なり。如し英夷の巨艦を連ね大礮⁽¹¹⁾を列し、房相⁽¹²⁾の間に闕闈⁽¹³⁾

する」とあらば、則ち五百万の生靈、飢餓する」と旦夕に在り。

微臣 争ひて忠勤を効せず

吾が徒は無用の游民なり。速に去りて以て人物を減らすにしかざるなり」と。其の実は林子平（14）・高野長英（15）等の遭難の覆轍

を踏むを欲せざるに在りと云ふ。遂に去る。京城の東北の鴨川

の上に棲遲（16）す。其の室に扁して鴨沂小隱と曰ふ。香を焚きて読書す。優優として自ずから古逸民の風あるを得。其の詩は材

を漢魏に取り、運すに唐宋明清諸家の長を以てして、深婉（17）に

寄托して、皆、世道の人心を裨補（18）するを期す。嘉安（19）の間、外艦屢しば至る。幕府、失政多し。星巖、之を憂へ、詩章に見

はす。朝廷の別勅を水戸藩に下すに及び、鞅掌（20）尽力す。又、薩摩の西郷隆盛・肥後の横井小楠（21）等と屢しば密事を議す。

戊午秋（22）。閻老間部詮勝、命を奉じて京に上り、將に尊攘の諸子を収補せんとす。之を聞きて、窃に慨歎す。星巖、嘗て詮勝と相識る。因りて之を諫めんと欲す。詩二十五首を作りて以て時弊を譏切す。言ありて云ふ。

当年の乃祖（23） 気 憑陵（24）

風雲を叱咤し地を捲いて興る

今日 外虜を除くあたはずんば

征夷の二字は是れ虚称

小籌大策（25） 漫りに紛紛たり

一挙 誰か能く海氛（26）を掃はん

聖慮 焦思（27）すること昼夜なし

勢 孤にして 大樹支へ得難し

運 去れば 万牛挽けども回ららず

国家の真命脈を壽くせんと欲せば

只だ須らく力を竭して群材を抜くべし

既に疾に罹り、是の秋九月二日、遂に歿す。享年七十。諸子の縛に就ぐに及び、幕吏、星巖を謂ひて巨魁と為し、其の罪を數む。景婉を収めて獄に下し、乃ち之を訊鞠す。景婉、夷然（28）として對へて曰く「良人（29）は男子なり。豈に國家の機密を婦女子に洩さんや。縱（30）令之を洩すとも、安ぞ人の妻と為りて其の夫の罪案を白すを得んや」と。復た言はず。吏、之を如何ともするなく、遂に之を釈す。實に星巖の歿せし後三日の事と云ふ。星巖は容貌清謐（30）にして、衣に勝らざる者のごとし。顴骨聳峙（31）し、眼光人を射る。性、澹泊にして物に拘らず。嘗て北山の塾に在りしどき、放蕩不羈にして、負債数十金あり。債主、之を督すること急なり。星巖、策の出す所を知らず、自ら髪を剪りて之に与へ、僧と為りて以て謝す。是より号して詩禪と曰ふ。晩年は道学に潛心し、王陽明（32）・劉念台（33）を折衷し、邵康節（34）・陳白沙（35）に出入す。大いに悟入する所あり。『春雷余響』を著はす。『自警編』に云ふ「之を要するに憂國の正氣なり」と。老ゆるに至りて益ます勁逾（36）は詩篇に溢れ、後進を聳動（37）す。極めて偉なり。一時の詩家、奉じて泰斗と為す。亦宜ならずや。景婉も亦丈夫の

氣あり、其の夫を辱^{はづか}しめず。尚ぶべきのみ。藤森天山の詩品は、殆ど星巖と匹するも、論策は則ち之に過ぐ。未だ其の氣節の何なるかを知らず。當時、羽倉簡堂⁽³⁸⁾・安井息軒⁽³⁹⁾・塩谷岩陰⁽⁴⁰⁾の諸人あり。皆豪邁にして競ひて論建つも、其の詩は則ち二人に及ばざること遠し。余、息軒を知り、天山・岩陰を識らず。星巖・簡堂を見るに及び、之を髦老⁽⁴¹⁾と謂ひ、煩黷⁽⁴²⁾を欲せず。今に至りて遺憾と為す。

—註—

- (1) 原本は「森」を「勝」に作るが改めた。
- (2) 江戸中期の儒者。朱子学者で、柴野栗山・尾藤一洲らとともに寛政の三博士と呼ばれる。
- (3) 江戸後期の漢詩人。大窪詩仙・梁川星巖らを輩出した。
- (4) 苦難と戦うこと。
- (5) 梁川紅蘭。女流詩人として知られる。
- (6) 声をあげて詩歌をうたうこと。
- (7) 江戸後期の漢詩人・史家。『日本外史』をはじめとして多数の著作を残した。
- (8) 江戸末期の儒者・書家・画家。中井竹山の懷徳堂で塾頭などをつとめた後、京都で須静塾を開き儒学を講じた。
- (9) 江戸後期の漢詩人。常陸国の医者の子として生まれる。山本北山の奚疑塾などで詩文を学んだ。
- (10) 江戸後期の漢詩人。高松藩の儒者の家に生まれ、後、柴野栗山に学んだ。

(11) 大砲のこと。

(12) 房総と相模のこと。

(13) すきをうかがうこと。

(14) 江戸後期の経世家。『海国兵談』の著作で知られるが、同書が幕府から危険書とみなされ、不遇のうちに没した。

(15) 江戸後期の蘭学者・思想家。シーボルトの鳴滝塾で学び、生理学研究や著述を続けるが、蛮社の獄に於て永牢の判決を受ける。脱獄した後、再び活動を開始するが、やがて捕吏に襲われ自刃した。

(16) のんびり暮らすこと。人目につかない所で静かに暮らすこと。

(17) 深い婉曲表現のこと。

(18) おぎなう、助ける。

(19) 嘉永から安政の間のこと。

(20) 忙しく働いて暇がないこと。

(21) 幕末維新时期の思想家・政治家。熊本藩士。安政五年には福井藩松平慶永の招聘を受け、補佐する立場にあった。

(22) 安政五年。

(23) ここでは徳川家康をさす。

(24) 意気さかんなさま。

(25) 大小さまざまなばかりのこと。

(26) 海外からの悪い氣、わざわい。

(27) 気をもむ、心をいためる。

(28) 落ち着いて平氣なさま。

(29) 夫のこと。

(30) やせていくこと。

(31) えらが張つてゐること。

(32) 明の哲学者・政治家。所謂陽明学の開祖。朱子学に対し疑問を抱き、心即理・知行合一・致良知などを主張した。その思想は、幕末の志士たちにも多くの影響を与えた。

(33) 明末の陽明学者劉宗周。明朝の滅亡に際し、二三日の絶食の後殉死した。

(34) 北宋の学者邵雍。易学・天文学などに通じた。

(35) 明代中期の思想家陳獻章。静座による心の修養を説き、王陽明とともに心学の先駆をなした。

(36) 書・画・文章などの力強いこと。

(37) 驚かすこと。

(38) 江戸後期の幕吏、儒学者。代官の父に従つて日田で学び、広瀬淡窓の咸宜園に学んだ。

(39) 幕末の儒学者。江戸に三計塾を開き、多くの人材を輩出した。ペリー来航に際して『海防私議』を著し国防の要を論じた。これに関し徳川斉昭は藤田東湖を安井のもとに遣わしている。

(40) 江戸後期の儒学者。江戸の昌平齋で松崎慊堂に学んだ。安井息軒はその際の同門であった。

(41) 老人のこと。

(42) 煩わしい俗事のこと。

藤森天山

藤森太雅、字淳風、通称恭助、号弘庵。後更天山。江戸人。其

先出自信州諷訪神祠大祝。父曰義正。仕小松藩一柳侯。娶堀越氏、生天山。天山岐嶷夙成、常慨然憂天下之事。弱冠承父後為右筆、兼世子侍読。論事過激、忤執政、致仕去、聚教生徒。賃書板本草稿以自給焉。天保甲午、土浦侯聘為賓師、委以学政、旋兼治郡。為俗吏忌謝病去。侯尚給廩米三口。弘化丁未、帰江戸事教授。弟子常数十百人。侯伯諮詢政事。嘉永癸丑、美艦來請互市。頗恣驕傲。天山憤激、著海防備論二卷。水府烈公聞其名、伝旨建白時務。天山乃著芻言六卷上之。公鑿節称之、至於手筆批点要処、常置之座右。欲聘以充顧問、使藤田東湖説之。天山不欲事二君固辭。公益賣之。給廩米十口。安政四年丁巳、遊京師、与梁川孟緯賴醇僧月照等款語。遂經播州抵両備、再上京。去如伊勢、主松坂人世古格太郎家。格太郎仕紀藩称用達。家富好学、出入公卿間。嘗問天山以外国事。天山曰、幕府專主和議。然當竟及一戰、我軍不利。則必復將議和也。處之頗難矣。今人皆言戰、未為上乘。可戰之機、在於前年。今已後、其機則不得不通好也。顧當設之界限、不許踰越耳。某欲著交易事宜一卷。異日讀之、則知其詳矣。若有和議破及干戈、自我先動、則曲在我。自彼先動、則曲在彼。非使曲歸彼、則決不可戰也。戊午歲、坐内勅下水藩、見逮者甚衆。十月八日、天山就上野凌雲院講書。市尹序胥吏、來囮其家、入書齋、搜羅手簡日記等而去。僕人走來報。急去過三枚橋、胥吏來擁至市庁。市尹池田某、親責問之。無事実可徵而罷。明年二月、再召之於評定所覆實。尋後屢召之。難詰不息。天山初俯首而聽、至此昂然怒形於面。手按膝曰、不知之事、附之不知。雖屢承諮問、更何答乎。市尹以為無礼。命投監倉。倉中非類充滿。有倉長称名主。驅使囚

徒不異牛馬。名主素聽天山名。称先生延之上座、尊敬猶事師。獄中素禁用筆墨、而陰索之、且多出紙、以請写字。天山欣然執筆、終日無倦。名主告天山、謀出獄。乃使宣言曰、大雅臥病殆危。吏聞之、命出獄療養。人皆感其德義動人。而其在獄也、適暑甚。一夜名主、命囚徒侍枕邊持團扇扇之。反為冷氣冒、帰家大發邪熱云。七月。復召之評定所。聽其臥竹夔子、上加礼服就対。当責問、伏而對。其声遠達隔壁。人感其英氣不屈。十月二十七日。罪案讞、評定所伝命。三奉行列坐。其文曰、報紀伊藩用達世古格太郎書称。此般勅書、有關東人言其真謗未確者。格太郎示之水戸藩家人鶴飼某。某又示之鷹司氏家司小林某。其意在促関東遵奉勅旨。近乎搖人心釀禍亂。且當糺問初稱絕不知、至後有斯事。前後所答齟齬、不似為人師範者。其於公甚無禮也。由是處中追放。中追放則不得入武藏一國。而下總國行徳駅有相識。因徙住二年。其名益盛。入門受教者日衆。適臥病。至壬戌十月、漸危篤。幕府特赦歸江戸。遂寓于長子修藏家于本郷。至八日、遂不起。年六十四。天山身材魁梧、龐眉大耳、顏如渥丹。而藹然和氣、使人心醉。學長經濟、其文章得諸長野豊山。又周旋於柴碧海古賀洞菴諸賢之間。而益有得焉。詩亦古雅雄壯。又善筆札、行草最優。子常所推服者。其人憂國、發乎至誠、絕無虛憚之風矯激之行。其論外事、亦莫不確實穩當也。水藩君臣、得斯人以為謀主。則其非暴虎馮河者、亦可知矣。

藤森太雅、字は淳風、通称は恭助、号は弘庵。後更に天山。江戸の人。其の先は信州諏訪神祠の大祝より出づ。父は義正と曰ふ。

小松藩一柳侯に仕ふ。堀越氏を娶り、天山を生む。天山は岐嶷⁽¹⁾にして夙に成り、常に慨然⁽²⁾として天下の事を憂う。弱冠にして父の後を承け右筆⁽³⁾と為り、世子の侍読を兼ぬ。事を論ずるに過激にして、執政に忤ひ、致仕⁽⁴⁾して去り、生徒を集め教う。貨書⁽⁵⁾・板本・草稿して以て自給す。天保甲午⁽⁶⁾。土浦侯、聘して賓師と為し、委ぬるに学政を以てし、旋するに郡を治むるを兼ぬ。俗吏に忌まれ病と謝して去る。侯、尚ほ廩米三口を給す。弘化丁未⁽⁷⁾。江戸に帰り教授を事とす。弟子常に數十百人。侯伯、政事を諮詢⁽⁸⁾す。嘉永癸丑⁽⁹⁾。美艦來りて互市せんことを請ふ。頗る驕傲を⁽¹⁰⁾恣⁽¹¹⁾にす。天山憤激し、『海防備論』二卷を著す。水府の烈公、其の名を聞き、旨を伝へて時務を建白せしむ。天山、乃ち『芻言』六巻を著して之を⁽¹²⁾上⁽¹³⁾る。公、擊節して之を称し、手づから批点を要処に筆し、常に之を座右に置くに至る。聘して以て顧間に充てんと欲し、藤田東湖をして之を説かしむ。天山、二君に事ふるを欲せずして固辞す。公、益ます之を賢とす。廩米十口を給す。安政四年丁巳。京師に遊び、梁川孟緯・賴醇⁽¹⁴⁾・僧月照等と款語⁽¹⁵⁾す。遂に播州を経て両備に⁽¹⁶⁾抵り、再び京に上る。去りて伊勢に如き、松坂の人世古格太郎の家に主たり。格太郎は、紀藩に仕へ用達を称せらる。家富み学を好み、公卿の間に出入す。嘗て天山に問ふに外国の事を以てす。天山曰く「幕府は専ら和議を主とす。然れども當に⁽¹⁷⁾竟に一戦に及べば、我が軍に利あらず。則ち必ず復た將に和を議せんとするなり。之に處すること頗る難し。今のは皆戦ふを言ふも、未だ上乗たらず。戦ふべきの機は、前年に在り。今已に後る。其の機は

則ち通好せざるを得ざるなり。顧みるに当設の界限は、踰越するを許さざるのみ。それがし、『交易事宜』一巻を著さんと欲す。異らば、干戈に及ばん。我より先に動かば、則ち曲は我に在り。彼より先に動かば、則ち其の詳を知らん。若し和議の破ることあるば、干戈に及ばん。我より先に動かば、則ち曲は我に在り。彼非ずんば、則ち決して戦ふべからざるなり」と。戊午の歳(12)。内勅の水藩に下るに坐し、逮せらるる者甚だ衆し。十月八日。天山、上野の凌雲院の講書に就く。市尹庁の胥吏、來りて其の家を囲み、書斎に入り、手簡日記等を搜羅して去る。僕人、走り来りて報ず。急ぎ去りて三枚橋を過ぐるも、胥吏來り擁して市庁に至る。市尹池田某、親ら之を責問す。事実の徵すべきものなくして罷む。明年二月。再び之を評定所に召して實を覆す。尋いで後屢(13)しば之を召す。難詰して息まず。天山、初め首を俯して聴くも、此に至りて昂然(13)として、怒り面に形(あらわ)はる。手、膝を按じて曰く「不知の事は、之を不知に附す。屢(しば)しば諮詢を承くと雖も、更に何をか答へん」と。市尹、以て無礼と為す。命じて監倉に投ず。倉中は非類充满す。倉長ありて名主と称す。囚徒を駆使すること牛馬に異ならず。名主、素より天山の名を聴く。先生と称して之を上座に延し、尊敬すること猶ほ師に事ふるがごとし。獄中は素より筆墨を用いるを禁ずるも、陰(ひそか)に之を索め、且つ多く紙を出し、以て字を写さんことを請ふ。天山、欣然として筆を執り、終日倦むことなし。名主、天山に告げ、謀りて獄より出ださんとす。乃ち宣言せしめて曰く「大雅、病に臥して殆ど危し」と。吏、之を聞き、命じて獄より出だし療養せしむ。人皆其の徳義の

人を動かすに感ず。而も其の獄に在るや、適(たま)暑(たま)甚だし。一夜、名主、囚徒に命じて枕邊に侍り团扇を持して之を扇がしむ。反つて冷氣に冒され、家に帰りて大いに邪熱を發すと云ふ。七月。復た之を評定所に召す。聽くに其の竹夔子(14)に臥して、上に礼服を加へて就きて対(こた)ふ。責問に当りては、伏して対(こた)ふ。其の声、隔壁に遠達す。人、其の英氣の屈せざるを感じず。十月二十七日。罪、案讞(15)せられ、評定所、命を伝ふ。三奉行、列坐す。其の文に曰く「報ず、紀伊藩用達世古格太郎の書に称す。此の般の勅書は、関東人に其の真諦の未だ確かならざるを言ふ者あり。格太郎、之を水戸藩家人の鶴飼某に示す。某も又之を鷹司氏の家司小林某に示す。其の意は関東をして勅旨を遵奉せしむるを促すに在り。人心を搖がし禍乱を醸すに近し。且つ糺問(16)の初めに当りては絶へて知らずと称し、後に至りては斯の事ありとす。前後、答ふる所に齟齬あり、人の師範たる者に似ず。其の公に於けるに甚だ礼なきなり。是に由りて中追放に處す」と。中追放とは則ち武藏一国に入るを得ざるなり。而して下総国の行徳駅に相識るものあり。因りて徙り住すこと二年。其の名、益ます盛なり。門に入りて教を受くる者、日に衆し。適(たま)たま病に臥す。壬戌(17)十月に至り、漸く危篤す。幕府、特赦して江戸に帰らしむ。遂に長子修蔵の家に本郷に寓す。八日に至り、遂に起たず。年六十四。天山、身材魁梧(18)にして、龐眉(19)大耳、顔は渥丹(20)の如し。而して藹然和氣(21)として、人心をして醉はしむ。学は經濟に長じ、其の文章は諸を長野豊山(22)に得。又、柴碧海(23)・古賀桐菴(24)、諸賢の間を周旋す。而して益ます得るところあ

り。詩も亦古雅雄壯なり。又、筆札を善くし、行草最も優なり。子の常に推服せし所の者なり。其の人の憂国は、至誠に發し、虚憐⁽²⁵⁾の風・矯激⁽²⁶⁾の行、絶無たり。其の外事を論ずるも亦確実穩当ならざるはなし。水藩の君臣、斯の人を得て以て謀主と為す。則ち其の暴虎馮河⁽²⁷⁾する者に非ざること、亦知るべし。

—註—

- (1) 幼少の頃から才知が人よりすぐれていること。
- (2) 憎りなげくこと。
- (3) 文書作成や代筆を行う官吏。
- (4) 官職を辞すること。
- (5) 賃金をもらって人のために手紙を書いたり本を写したりすること。
- (6) 天保一五年。
- (7) 弘化四年。
- (8) 相談すること。
- (9) 嘉永六年。
- (10) 賴三樹三郎のこと。
- (11) うちとけて語ること。
- (12) 安政五年。
- (13) 意氣さかんなさま。
- (14) 不明。あるいは竹凡（竹製のよりかかり）のことか。
- (15) 罪を取り調べること。
- (16) 取り調べること。
- (17) 文久二年。

佐久間象山

嘉安中、言開港者數家。世人多咎之。而其学識深闊、能為後進領袖者、有若渡辺華山佐久間象山。象山、名啓、字子明、称修理。象山其号。其先出自高望王。居安房國佐久間莊。因為氏。後為信州長沼城主。元祿中、坐事藩除、其族某、仕松代藩。伝至國善。稱一学。号神渓。通文武、尤精易学。是為象山父。象山生而顎異。既長豪邁不群。慷慨憂國。尤留心海防。藩主真田幸貫、聰慧宏量、善用人。深愛象山。擢為近侍、給資使遊学。其母送至郊外。戒之曰、汝勸學進德、則雖在千里、猶在膝下也。苟不然而与俗輩伍、

(18) 体が大きくて立派なこと。

(19) 大きな眉のこと。

(20) 赤くつやがあること。

(21) 気持ちがやわらぎ穂やかなさま。

(22) 江戸後期の程朱学者。伊予川江の人で、大坂で中井竹山、江戸で柴野栗山・古賀精理・尾藤一洲などに学んだ。

(23) 柴野碧海のこと。柴野栗山の弟貞穀の第二子で、栗山の養子となつた。

(24) 江戸後期の朱子学者。古賀精理の第三子。父が昌平齋儒官となるに及んで、佐賀より上京し、やがて父とともに昌平齋に出仕した。

(25) 自負すること。

(26) 普通の人と異なつて強く激しいこと。

(27) 虎と素手で戦い、黄河を歩いて渡ること。無謀なこと。

非吾兒也。象山感泣。抵江戸、受業林述齋佐藤一斎、旁与渡辺華山坪井信道等交結、研究洋籍、修其銃砲兵制及築城造艦諸技。嘗創意製迅發銃。裝彈之捷、三倍於西洋旧銃。人服其精妙。諸藩鑄造銃噸、多仿象山云。天保末年。挈家復至江戸。下帷木挽坊。諸藩士來學者日衆。遊相房歷覽沿海要衝。曰從來防海、皆不得法。尤屬贅物。嘉永六年癸丑夏。美艦八隻、駛入浦賀、將入江戸。上下洶洶。幕吏川路聖謨、深服其先見云。安政紀元甲寅春。美艦復至、突入横浜。藩主奉命警衛。象山參軍議提兵在横浜。不寐者七日夜。幕府將開伊豆國下田港為互市場。象山謂下田天險。不可使外人拠此。開下田未如開横浜也。寄書藤田東湖、建白水藩、說外國奉行堀利熙、大陳其不可。事遂寢。六月、門人吉田松陰、陰謀航美國、象山密授計。事敗被逮。其行李中有象山詩。往年、送松陰之長崎者也。詩曰、

之子有靈骨 久厭鼈蟹群 奮衣万里道 心事未語人
雖則不語人 态度或有因 送行出郭門 孤鶴橫秋旻
環海何茫茫 五洲自作隣 周遊究形勢 一見超百聞
知者貴投機 帰來須及辰

象山亦坐此下獄、著省吾錄。九月。幕府更幽象山于松代。諸藩志士來請教砲術者漸多。或勸謝絕之。象山曰學期報國。而吾絕之以挫其銳氣可乎。即有禍害及身亦命也。於我何有。文久二年壬戌十二月。幕府特糸象山禁錮。自得罪至此、約經九年。始見宥。蓋因長侯尽力云。元治紀元甲子春。將軍徳川家茂、召象山於京師。時攘夷之說盛起、處士横暴殊甚。而象山獨盛唱開港説。家人門生、皆危之而尼其行。象山曰再有微命。不可辭也。子等愛余平、愛國

乎。若愛國、則勿止余此行。豈不知開港不行乎。今日為國家画長計、捨我而其誰也。縱令為此殞命、他日必有從我說者。門人呑淚而別。既至、奉命管視浪華砲台。請聘洋人不允。會少將島津久光在京。命其臣高崎兵部就象山諮詢時務。久光說與象山合。象山欣然欲共成天下事。而攘夷之論方盛、久光不得志。將帰国。患象山罹奇禍、令兵部諭象山。象山感激攬淚曰、某持此論、既二十余年。暴白天下。雖死不能易也。兵部長嘆而去。尋西郷隆盛、又來問時事、將延之其藩、終不果。既而聞水戸藩士入京、乞攘夷詔。愕然將上書、陳其利害。懷書詣山階親王邸。途過木屋坊、為客刺殺。客則肥後藩士。臨死自首懺悔云、先是木戸孝允等亦恐其遭害勸帰不聽。終及禍。是為七月十一日。年五十四。象山為人、容貌魁梧、面頗長、軀幹殆八尺。眼光炯炯射人、不可仰視。嘗奉親王旨、草勅諭。皆主開港排攘夷。有言一戰以鼓舞士氣、烈則烈矣。抑兵凶戰危。死生存亡係焉。一旦兵連禍結、將措宗社生靈於何地乎。其見卓矣、其受禍若與渡辺華山等出一轍者、豈不悲哉。華山平生、以国人不諳外事為憂。著書諷之。莫不剝切懇到。遂為小人所誣陷以死。天下冤之。象山目擊其事、曾不回顧。視一死猶歸家。非知命者、豈能之乎。開港之説、與大政復古而行。謂之象山等力、誰其容異議乎哉。

嘉慶中、開港を言ふ者、數家あり。世人、多く之を咎む。而るに其の学識の深闊にして、能く後進の領袖と為る者に、渡辺華山・佐久間象山の若きあり。象山、名は啓、字は子明、称は修理。象山は其の号。其の先は高望王より出づ。安房国の佐久間莊に居

る。因りて氏と為す。後に信州の長沼城主と為る。元禄中、事に坐して藩除かれ、其の族某、松代藩に仕ふ。伝はりて国善^(一)に至る。一学と称す。号は神渓。文武に通じ、尤も易学に精し。是れ象山の父たり。象山、生まれながらにして穎異^(二)なり。既に長じて豪^(三)邁にして群せず。慷慨して國を憂ふ。尤も心を海防に留む。藩主真田幸貫、聰慧宏量にして、善く人を用ふ。深く象山を愛す。擢^(ぬきん)で近侍と為し、給資して遊学せしむ。其の母、送りて郊外に至る。之を戒めて曰く「汝、學に勤め徳を進むれば、則ち千里に在りと雖も、猶ほ膝下に在るがごときなり。苟も然らずして俗輩と伍すれば、吾が兒に非ざるなり」と。象山、感泣す。江戸に^{いた}抵り、業を林述斎^(四)・佐藤一斎^(五)に受け、旁に渡辺華山・坪井信道^(六)等と交結して、洋籍を研究し、其の銃砲、兵制、及び築城、造艦の諸技を修む。嘗て創意して迅発銃を製す。装弾の捷^(はや)きこと、西洋の旧銃に三倍す。人、其の精妙なるに服す。諸藩、銃砲を鋳造するに、多く象山に^{まね}仿ると云ふ。天保末年。家を^{ひつき}挈^(ひつき)げて復江戸に至る。帷を木挽坊に下す。諸藩士の來学者日に衆し。相房^(七)に遊び沿海の要衝を歴覧す。曰く「從來の防海は、皆、法を得ず。尤も贋物に属す」と。嘉永六年癸丑夏。美艦八隻、浦賀に駛入^(八)し、將に江戸に入らんとす。上下洶洶^(九)たり。幕吏川路聖謨^(十)、深く其の先見に服すと云ふ。安政紀元甲寅春。美艦復至り、横浜に突入す。藩主、命を奉じて警衛す。象山、軍議に參し兵を提げて横浜に在り。寐ねざる者七日夜。幕府、將に伊豆國の下田港を開き互市の場と為さんとす。象山^(おも)謂^(おも)らく「下田は天険なり。外人をして此に拠らしむべか

らず。下田を開くは、未だ横浜を開くに如かざるなり」と。書を藤田東湖に寄せ、水藩に建白し、外国奉行堀利^(としひろ)熙に説き、大いに其の不可を陳べしむ。事遂^(つひ)に寝む。六月、門人吉田松陰、ひ陰^(ひそか)に美國に航せんと謀り、象山密に計を授く。事敗れ逮せらる。其の行李の中に象山の詩あり。往年、松陰の長崎に之くを送りし者なり。詩に曰く

之の子 靈骨あり

久しく厭ふ 膽璧^(一一)の群

衣を舊ふ 万里の道

心事 未だ人に語らず

則ち人に語らずと雖も

忖度^(一二)するに或いは因あり
行くを送りて郭門を出づれば

孤鶴 秋晏^(あきぞら)に横たはる

環海 何ぞ茫茫たる

五洲 自ずから隣を作す

周遊して形勢を究むれば

一見 百聞に超えん

知者は機に投するを貴ぶ

帰來 須く辰に及ぶべし

象山も亦此に坐して獄に下り、『省書錄』を著はす。九月、幕府、更に象山を松代に幽す。諸藩の志士、來りて請ひ、砲術を教

ふる者漸く多し。或るもの之を謝絶せんことを勧む。象山曰く「学びて報國を期す。而るに吾之を絶つに其の銳氣を挫くを以てするは可ならんや。即ち禍害の身に及ぶことあるも亦命なり。我に於て何か有らん」と。文久二年壬戌十二月。幕府、象山の禁錮を特赦す。罪を得てより此に至るまで、約九年を経。始めて宥さる。蓋し長侯の尽力に因ると云ふ。元治紀元甲子春。將軍徳川家茂、象山を京師に召す。時に攘夷の説盛に起り、處士の横暴殊に甚だし。而るに象山、独り盛に開港説を唱る。家人門生、皆之を危ぶみ其の行を尼む。象山曰く「再び徵命あり。辭すべからざるなり。子等、余を愛するか、国を愛するか。若し国を愛せば、則ち余の此の行を止むること勿れ。豈に開港の行はれざるを知らざらんや。今日、國家の為に長計を画するに、我を捨てて其れ誰かある。縱たゞ令此が為に命を殞すとも、他日必ず我が説に従ふ者あらん」と。門人、涙を呑んで別る。既に至り、命を奉じて浪華の砲台を管視(13)す。洋人を聘せんと請ふも允されず。少将島津久光(14)の京に在るに会す。其の臣高崎兵部に命じて象山に就きて時務を諮詢しむ。久光、象山と合するを説ぶ。象山、欣然として共に天下の事を成さんと欲す。而るに攘夷の論、方に盛にして、久光、志を得ず。將に國に帰らんとす。象山の奇禍に罹るを患へて、兵部をして象山に諭さしむ。象山、感激して攬涙(15)して曰く「それがし某、此の論を持すること、既に二十余年。天下に暴白す。死すと雖も易ふあたはざるなり」と。兵部、長嘆して去る。ついで西郷隆盛、又來り時事を問ひ、將に之を其の藩に延べんとするも、終に果たせず。既にして水戸藩士の京に入り、攘

夷の詔を乞ふを聞く。愕然として將に上書して其の利害を陳べんとす。書を懷にして山階親王の邸に詣らんとす。途、木屋坊を過ぐるに客に刺殺せらる。客は則ち肥後藩士なり。死に臨みて自首し懺悔して云ふ「是より先、木戸孝允(16)等も亦其の害に遭ふを恐れて帰るを勧むるに聽かず。終に禍に及ぶ」と。是れ七月十日たり。年五十四。象山の人と為りは、容貌魁梧にして、面頗る長く、軀幹は殆ど八尺なり。眼光炯炯(17)として人を射し、仰ぎ視るべからず。嘗て親王の旨を奉じ、勅諭を草す。皆、開港を主とし攘夷を排す。言あり「一戦して以て士氣を鼓舞すれば、烈は則ち烈なり。抑そもそもも兵は凶にして、戦は危なり。死生存亡、焉に係る。一旦、兵連なり禍結べば、將に宗社の生靈を何れの地にか措かんとする」と。其の見の卓すぐるに、其の禍を受くること、渡辺華山等と一轍に出づるが」ときは、豈に悲しからずや。華山は、平生、国人の外事にそらん詣ざるぜざるを以て憂と為す。書を著して之を諷す。剝切(18)懇到せざるはなし。遂に小人の誣ひて陥おとしいる所と為りて以て死す。天下、之を冤す。象山は其の事を目撃するも、曾て回顧せず。一死を観る」と猶ほ家に帰るがごとし。命を知る者に非ずんば、豈に之を能くせんや。開港の説は、大政の復古と与に行はる。之を象山等の力と謂ひて、誰か其れ異議を容れんや。

(1) 原本は「善」を「美」に作るが改めた。

(1) 原本は「善」を「美」に作るが
(2) しば抜けてすぐれていること。

(3) 原本は「豪」を「毫」に作るが改めた。

(4) 江戸後期の儒者。大学頭。林家中興の祖と称せられた。

(5) 江戸後期の儒学者。晩年昌平齋の儒官となり、幕末期に多くの人材を輩出した。『言志四録』などの著作を残す。

(6) 江戸後期の蘭医学者。蘭学塾安恒堂・日新堂を開き、箕作阮甫・緒方洪庵らを輩出した。

(7) 相模と安房。

(8) 馳せ入ること。

(9) 騒ぎ乱れること。

(10) 江戸末期の政治家。嘉永五年、勘定奉行となり海防措を兼ね、ロシア使節ブチャーチンの来航に際して交渉にあたり、日露和親条約を結んだ。將軍繼嗣問題では一橋派と目され、井伊直弼にその地位を追われた。(11) あくせくするさま。

(12) 他人の心をおしはかること。

(13) 管理視察すること。

(14) 島津斉彬の異母弟。斉彬の後に藩主となつた忠義の父。幕末明治期に様々な政治活動を行つた。

(15) 涙を手でぬぐいとすること。

(16) 幕末・維新时期の政治家。吉田松陰の門弟であり、幕末期は尊王攘夷運動に奔走した。薩長同盟を締結し、討幕派の代表的存在となつた。維新後も參議として明治政府の中心的存在であつた。

(17) 眼光のするどいさま。

(18) 適切でゆきとどいていること。

堀田正睦

幕人主張開港、而不失其正者、有若堀田正睦。世人或咎之、可謂冤已。堀田正睦、下総国佐倉城主也。初名正篤。文政八年乙酉四月、始謁大將軍徳川家斉、叙從五位下、称相模守。十二年、拝奏者番。天保五年甲午、進寺社奉行、更称備中守。八年、遷大坂城代、叙從四位下、而未赴任、為西城老中、任侍従。十二年、入為老中。十四年、罷。班溜間格。安政元年甲寅、進班溜間。二年乙卯、入為老中。班第一位、領外國事。先是三年、美國大統領、使其水師提督伯辱理、來請通好。物情騒然。幕府告其臣僚及大小侯伯、上言可否。正睦主開港、極論和戰利害。我国自幕府下令、申嚴海禁以來、殊邦船舶、不窺海岸者、二百余年。而其來訂和好、寔在正睦執政時。而今日朝廷數文明之化、亦基于此矣。四年、美國使哈利斯來。正睦接見。哈利斯陳上帝一視同仁四海兄弟之義、請置特派公使于江戸、大行互市。正睦乃建議、欲使哈利斯入呈國書、仮定通交章程。頒布天下、問其所欲言。水戸前中納言首執異議。土佐守山内豊信亦論其不可。於是士人儒生、横議満巷。幕府病之、使正睦上京、奏請其事。正睦奉命、見閑白九条氏、因上言曰方今万国雄峙、称帝称王、猶漢土春秋戰國及我足利氏末年。孰能一之。合則兄弟、離則寇讐、喜則羹合、怒則麋沸。治亂之機、其所關至大、不止一国一方。故離則不得不戰、合則不得不和。合離之決、和戰所在。未有立乎離合和戰之外、而独自大自尊者也。如清國自大自尊、終呈近日敗状、可見已。我邦四周大海、當其衝路、而獨斥絶之、使其不得停泊。則万国交惡之。而其相疾相讐者、

皆集於我矣。其禍豈小少哉。上帝子愛斯民。四海皆兄弟也。兄弟相依而動、乃無不吉。兄弟相讐而動、斯無不凶。方今宇内万國、德醜力斎、莫能相越。為之君者、去彼我之見、循均敵之禮、使聘問遺之禮、士商往来之便、監吏駐劄之宜、彼此無不相當、推己及人、取於人以為善、積而大之、括而充之、則宇内之広万國之衆、相合歸於一体、亦不甚難也。陛下持自大自尊之心、則禍敗如彼。就兄弟相依之義、則功効如此。然則今日和好安知非他日為万国盟主混一宇内之基乎。且夫神州剖判以來、皇統一系、非如彼朝秦夕漢。而土壤肥沃、物貨豐殖、俗厚人朴、重義敬上。天心所向可知矣。陛下何疑不決、何顧不行。辭氣懇款、感動聖聽。詔下諸卿議、牢不可拔。上召正睦厚賜之、使東帰、命侯伯再議。又勅諭將軍、採其宗賢且長者為儲式。意在刑部卿一橋慶喜。諸侯亦多屬意。正睦大然之。既而東帰。会井伊直弼新為大老、議建儲不協。正睦曰方今國家多事、非賢且長者不可。直弼曰制馭天下、自有祖宗制度。何事乎長。其意屬紀伊公子慶福。衆附和而從之。正睦吁嗟、不敢復与争。直弼此議、出于將軍家定遵撫旧章、欲立親者。當其未就職時、見正睦、談及建儲。謂立年長嫌乎促君退隱。與廢立無異。故及為大老、斷然固執不動。以必死自信、而正睦無奈之何云。時哈利斯既持約章、刻期印署。而諸侯再議、未及輯諧。正睦察勢不可緩、乃稟行之。居無何罷、班帝鑑間。自是後、不復言時事。自号見山、嗜音樂、耽和歌、諷詠自娛。而尊攘之說転盛。追議其妄斷外交大事、禁錮於家。文久三年癸亥。與英人生隙、都下人心洶洶、荷担而立。正睦寢病、請屏居其邑佐倉。明年元治紀元二月二

十一日。卒。享年五十有五。二十九日。命祫禁錮。發喪葬城東甚大寺。謚曰文明。正陸讀書領大意、尚實踐、尤用心藩政。教藩子弟、有不達一芸者、輒減其祫。建成德書院于城外、設聖堂春秋祫奠。命藩士有才学者、講究西洋諸學、開演武場習銃戰、鑄巨砲、修養老典、創種痘法。封內民口、大增殖云。其人識見、卓越一代。謚曰文明、固非虛稱。拋祫奠聖廟、修養老典、決非心醉西說、崇拜外人者。其為廊廟大器可知矣。先是、阿部伊勢守正弘為老中、嘆國人不通外國事情、慨不能用德川景山。悲已菲才當大任。其用心固有足多者焉。正睦承之、主張開國、固其所也。井伊氏安藤氏、因此不改。亦豈無所見哉。鎖國陋制、不得不變、而曾無政術拓開人心鼓舞士氣、專欲以威力壓之。是其所以一敗塗地也。正睦識見、絕出同儕。而時論往往咎之。意其政術尚有未尽者歟。万人之警警、莫非愛國精神。唯有一誠、則足以了之。身當大任而駕馭之。雖使一世游學外國、拓開邊疆可矣。其間徐接外客、聞其所請、而我衆所不安者、不輒聽、或諭外人、相安於無事。有敢侵侮者、從衆捍禦。其又何不可之有。為政不知出於此。豈不惜夫。

幕人の開港を主張して、而も其の正しきを失はざる者、堀田正睦の若きあり。世人、或は之を咎むるも、冤と謂ふべきのみ。堀田正睦は、下総国の佐倉城主なり。初名は正篤。文政八年乙酉四月。始めて大將軍徳川家齊(一)に謁し、從五位下を叙せられ、相模守と称す。十二年。奏者番に挙せらる。天保五年甲午。寺社奉行に進み、更に備中守を称す。八年。大坂城代に遷り、從四位下に叙せらるるも、未だ任に赴かざるに、西城老中と為り、侍従に

任せらる。十二年。入りて老中と為る。十四年。罷む。溜間格に班す。安政元年甲寅。進みて溜間に班す。二年乙卯。入りて老中と為る。第一位に班し、外国の事を領す。是より先、三年。美國大統領、其の水師提督伯爵理(ベルリ)をして、來りて通好を請はしむ。物情騒然たり。幕府、其の臣僚及び大小侯伯に告げて、可否を上言せしむ。正睦、開港を主とし、極めて和戦の利害を論ず。我が国は、幕府の令を下し、嚴に海禁を申してより以来、殊邦の船舶、海岸を窺はざる者、二百余年。而して其の来りて和好を訂するは、まことに正睦が執政の時に在り。而して今日朝廷の文明の化を敷くも、亦此にもとす。四年。美國の使哈利斯(ハリス)来る。正睦接見す。哈利斯、上帝に一視同仁・四海兄弟の義を陳べ、特派公使を江戸に置き、大いに互市を行はんと請ふ。正睦乃ち建議し、哈利斯をして入りて国書を呈せしめ、仮に通交の章程(3)を定めんと欲す。天下に頒布し、其の言はんと欲する所を問ふ。水戸の前中納言は首として異議を執る。土佐守山内豊信も亦其の不可を論ず。是に於て士人儒生、横議(3)、巷に満つ。幕府之を病み、正睦をして京に上り、奏して其の事を請はしむ。正睦、命を奉じ、関白九条氏に見え、因りて上言して曰く「方今、万國雄峙し、帝と称し王と称し、漢土の春秋戦国、及び我が足利氏の末年のごとし。孰(たれ)か能く之を一にせん。合すれば則ち兄弟、離れば則ち寇讐、喜べば則ち義合(4)、怒れば則ち讐讐(5)。治乱の機、其の関はる所至大にして、一国一方に止まず。故に離るれば則ち戦はざるを得ず、合すれば則ち和せざるを得ず。合離の決は、和戦の在る所なり。未だ離合和戦の外に立ちて、独り自大自尊なる者あ

らざるなり。清国の如きは自大自尊なるも、終には近日敗状を呈すこと、見るべきのみ。我が邦は四周大海にして、其の衝路に当るに、独り之を斥絶し、其の停泊するを得ざらしむ。則ち万国交ごとも之を悪む。而して其の相疾み相讐する者、皆我に集まる。其の禍豈に小少ならんや。上帝子、斯の民を愛す。四海皆兄弟なり。兄弟相依りて動けば乃ち吉ならざるはなく、兄弟相讐して動けばそれ凶ならざるはなし。方今、宇内の万国、徳醜力斎しく、能く相越ゆるなし。之が君たる者は、彼我の見を去り、均敵の礼に循ひ、使聘(6)問遺(7)の礼・土商往来の便・監吏駐劄(8)の宜、彼此相当らざることなく、己を推して人に及ぼし、人の以て善と為すを取り、積みて之を大とし、拡して之を充せば、則ち宇内の広・万国の衆、相合して一体に帰するも、亦甚だしくは難からざるなり。陛下、自大自尊の心を持ってば、則ち禍敗すること彼の如し。兄弟相依るの義に就けば、則ち功効此の如し。然らば則ち、今日の和好は安ぞ他日万国の盟主と為りて宇内を混一にするの基に非ざるを知らんや。且つ夫れ神州剖判より以来、皇統一系にして、彼の朝にして夕に漢となるの如きに非ず。而も土壤肥沃、物貨豊殖、俗厚く人朴にして、義を重んじ上を敬ふ。天心の向ふ所、知るべし。陛下、何をか疑ひて決せざる、何をか顧みて行はざる」と。辞氣懇款にして、聖聴を感動せしむ。詔を諸卿(9)に下して議せしむも、諸卿固執して可かず。既に伝奏の官(9)をして旨を伝へしむ。正睦、復た其の不可なるを諫む。而るに異論、廷に満ち、牢(かた)くして抜ぐべからず。上、正睦を召して厚く之に賜ひて、東帰し、侯伯に命じて再議せしむ。又、將軍に勅諭して、其の宗の賢にし

て且つ長なる者を選びて儲式⁽¹⁾と為さしむ。意は刑部卿一橋慶喜に在り。諸侯も亦多く意に属す。正睦大いに之を然りとす。既にして東帰す。井伊直弼の新たに大老と為るに会し、儲を建つるを議するも協せず。正睦曰く「方今、國家多事なれば、賢にして且つ長なる者に非ざれば不可なり」と。直弼曰く「天下を制馴するに、自ら祖宗の制度あり。何ぞ長を事とせん」と。其の意は紀伊の公子慶福に属す。衆、附和して之に従ふ。正睦、吁嗟⁽²⁾し抛して、敢て復た与に争はず。直弼の此の議は、將軍家定の旧章に遵拠して、親者を立てんと欲するより出づ。其の未だ職に就かざる時に当り、正睦に見え、談、儲を建つるに及ぶ。謂ふ「年長を立つるは、君に退隱を促すを嫌ふ。廢立と異なるなし」と。故に大老と為るに及び、断然として固執して動かず。必死を以て自任し、正睦、之を奈^ハ何ともするなしと云ふ。時に哈利斯既に約章を持して、印署を刻期⁽¹²⁾す。而るに諸侯再議するも、未だ輯めと諧⁽¹³⁾ふるに及ばず。正睦、勢の緩やかにするべからざるを察し、乃ち之を稟行⁽¹⁴⁾す。居ること何^ハもなくして罷む。帝鑑の間に班するも、是より後、復た時事を言はず。自ら見山と号し、音樂を嗜み、和歌に耽じ、諷詠して自ら娛しむ。而るに尊攘の説転⁽¹⁵⁾た盛なり。其の妄りに外交の大事を断ずるを追議せられ、家に禁錮せらる。文久三年癸亥、英人と隙を生じ、都下の人心洶洶として、荷担して立てんとす。正睦、病に寝ね、其の邑佐倉に屏居せんと請ふ。明年元治紀元三月二十一日卒す。享年五十有五。二十九日、命じて禁錮を解く。喪葬を城東の甚大寺に発す。謚して文明と曰ふ。正陸は読書するに大意を領し、実踐を尚び、尤も

心を藩政に用う。藩の子弟を教へて、一芸に達せざる者あらば、輒ち其の禄を減ず。成徳書院を城外に建て、聖堂を設けて春秋に祀奠⁽¹⁶⁾す。藩士の才学ある者に命じて、西洋諸学を講究せしめ、演武場を開きて銃戦を習はしめ、巨砲を鋤し、養老典を修め、種痘法を創す。封内の民口、大いに増殖すと云ふ。其の人の識見、一代に卓越す。謚して文明と曰ふは、固^{マコト}に虚称に非ざるなり。聖廟を祀奠し、養老典を修むるに拠れば、決して西説に心醉し、外人を崇拜する者に非ず。其の廊廟の大器たること、知るべし。是より先、阿部伊勢守正弘の老中と為り、国人の外国の事情に通ぜざるを嘆き、徳川景山を用いるあたはざるを慨く。己の菲才⁽¹⁵⁾もて大任に當るを悲しむ。其の用心、固^{マコト}に多とするに足る者あり。正睦の之を承けて、開国を主張するは、固^{マコト}に其の所なり。井伊氏・安藤氏⁽¹⁶⁾は、此に因りて改めず。亦豈に所見なからんや。鎖国の陋制、変ぜざるを得ざるに、曾て政術もて人心を拓開し士気を鼓舞することなく、専ら威力を以て之を圧せんと欲す。是れ其の一敗地に塗れる所以なり。正睦の識見、同儕に絶出す。而るに時論は往往にして之を咎む。意ふに其の政術は尚ほ未だ尽さざる者あるか。万人の警警⁽¹⁷⁾たるは、愛國精神に非ざるはなし。唯だ一誠あれば、則ち以て之を了するに足る。身、大任に当りて之を駕馴す。一世をして外国に游学し、辺疆を拓開せしむと雖も、可なり。其の間、徐^{おもむろ}に外客に接し、其の請ふ所を聞き、我が衆の安んぜざる所の者は、輒ち聴かず、或いは外人を諭して、事なきに相安んぜしむ。敢て侵し侮る者あらば、衆を從へて捍禦⁽¹⁸⁾す。其れ又何の不可なることか之れあらん。政を

為すの不知なること、此に出づ。豈に惜しからざるかな。

—註—

- (1) 第一一代將軍。御三家の一つ一橋治濟の四男。田沼意次を排して寛政の改革を断行。文化・文政期の文化を生んだが、天保の大飢饉には有効な対策を打てなかつた。
- (2) 規則のこと。
- (3) 勝手で道理にはずれた議論のこと。
- (4) 調和すること。
- (5) 騒ぎ乱れること。
- (6) 使者をつかわして礼物を贈ること。
- (7) 慰問して物を贈ること。
- (8) 官吏が任地に留まつてゐること。
- (9) 取り次いで天子に言上する官吏。
- (10) 世継ぎ、皇太子のこと。
- (11) なげき憂えること。
- (12) 期日を決めること。
- (13) 慎み行うこと。
- (14) 古代の聖人や孔子をまつり、牛や羊の犠牲や、その他の供え物をそなえること。
- (15) 劣つた才能。自分の才能を謙遜して言う。
- (16) 幕末期の老中、安藤信正のこと。井伊直弼のもとで一橋派を押さえた。アメリカの通訳ヒュースケン暗殺事件や水戸浪士による東禅寺イギリス公使館襲撃事件、ロシア船の対馬停泊事件などを処理した。また和宮降而跪地上、講防海法、大造砲艦、無兵法医術工芸文学、皆取外国

嫁にも参画し、公武合体を進めた。

- (17) 大勢が口をそろえてののしること。

- (18) 防ぎ止めること。

島津公齊彬

開鎖之説、冠絶一代、能属士臣、同寅協和奉公、以肇維新之功者、推島津公齊彬為第一。公称薩摩守大隅守兼宰相。従三位。島津斉興之男也。幼称邦丸、後改三郎。文化六年己巳四月二十八日。生于江戸芝区藩邸。文政七年甲申。始謁大将軍徳川家斉。叙従四位。称兵庫頭。家斉賜偏名、曰齊彬。時年十六。九年十一月。娶一橋斉敦長女。天保五年甲午正月。任少将。二月、始就封。十四年四月。改称豊後守。翌年三月。改修理大夫。弘化三年丙午六月。法蘭西兵艦、抵琉球那霸港。代父帰藩探察。嘉永四年辛亥。襲封。安政五年戊午七月。病疫奄逝。享年五十。葬于城北玉龍山福昌寺先塋。文久三年癸亥十二月。贈中納言従三位。建神祠于城西南泉院址。号照国大明神。明治二年己巳十一月。贈従一位。十五年。列別格官幣社。公性聰明有胆略。久在儲位。父逝後、視藩政僅八年。而革宿弊破陋習、尊奉天朝、輔翼幕府。其功甚偉。夙諳海外事情、知鎖國不可固守、而恐其輕舉以致国辱。欲定琉球為外國折衝之地、以緩其進入内地、徐徐開國。嘆皇室式微、務招四方英俊、明大義正名分。嘉永六年。皇居災。公命近臣上京、就近衛氏候天機。献金数千両以風幕府。微服入京、拜覽皇居。際微雨不脱笠笠而跪地上、講防海法、大造砲艦、無兵法医術工芸文学、皆取外国

所長以補我所短。憤幕府大老井伊直弼擅威權、將率兵入京、以決諸藩去就、以定天下之大勢。安政五年。会諸臣抨讀宸翰、振起士氣、益練兵甲。弘化乙巳以来、所鑄大砲約七百九十九門。裝置諸海岸各處砲台、及京坂藩邸等。尋薨。公識見卓越群侯。所以志士勃興、効力維新。号曰照國、豈虛言哉。其制敵于外者、尤為良計。當時外侮、實自邊彊。如琉球柯太是也。徙國內不平之徒、當折衝禦侮之任、庶幾不暇紛紛開鎖之爭。而足以伸國威于海外矣。使剛悍男兒憤懣以死、而猶恐其不尽。是幕府之所以終乎一敗不振、而至今國威不旺也歟。

開鎖の説、冠たりて一代に絶し、能く士臣を厲まし、ともに寅みて協和奉公し、以て維新の功を肇むる者は、島津公斉(なり)彬(あきら)を推して第一と為す。公は薩摩守と称し、大隅守兼宰相なり。従三位なり。島津斉興(なりおき)の男なり。幼称は邦丸、後に三郎と改む。文化六年己巳四月二十八日。江戸芝区の藩邸に生まる。文政七年甲申。始めて大将軍徳川家斉に謁す。従四位に叙せらる。兵庫頭と称す。家斉(いえなり)、偏名を賜ひ、斉彬と曰ふ。時に年十六。九年十一月。一橋斉敦(なりあつ)の長女を娶る。天保五年甲午正月。少将に任せらる。二月。始めて封に就く。十四年四月。改めて豊後守と称す。翌年三月。修理大夫と改む。弘化三年丙午六月。法蘭西(フランス)岸の各處砲台、及び京坂藩邸等に裝置す。尋で薨す。公の識見は群侯に卓越す。所以に志士の勃興し、維新に効力あり。号して照國と曰ふは、豈虚言ならんや。其の敵を外に制するは、尤も良計たり。當時の外侮は、實に邊彊よりす。琉球・柯太の如き、是なり。国内の不平の徒を徙し、折衝禦侮の任に当つれば、紛糾

に建つ。照國大明神と号す。明治二年己巳十一月。従一位を贈らる。十五年。別格官幣社に列せらる。公、性聰明にして胆略あり。久しく儲位(ごり)に在り。父の逝きし後、藩政を視ること僅に八年。而れども宿弊を革(あらた)め陋習を破り、天朝を尊奉し、幕府を輔翼す。其の功甚だ偉なり。夙に海外の事情を諳し、鎖国の固守すべからざるを知りて、其の輕舉して以て國辱を致すを恐る。琉球を定めて外國折衝の地と為さんと欲し、以て其の内地に進入するを緩め、徐々に開國せんとす。皇室の式微(ごくわい)するを嘆じ、務めて四方の英俊を招き、大義を明かにして名分を正す。嘉永六年。皇居災あり。公、近臣に命じて京に上らしめ、近衛氏に就きて天機を候(うかが)はしむ。金数千両を獻じて以て幕府を風す。微服(うつつ(し)し)

して京に上り、皇居に抨覽す。微雨(うき)に際するも、笠(かさ)を脱がず地上に跪(ひざまづ)きて、防海の法を講じ、大いに砲艦を造り、兵法・医術・工芸・文学となく皆外國の長ずる所を取りて以て我の短ずる所を補はしむ。幕府の大老井伊直弼の威權を擅(ほし)にするを憤り、將に兵を率いて京に入り、以て諸藩の去就を決し、以て天下の大勢を定めんとす。安政五年。諸臣の宸翰(しんかん)を抨讀するに会ひ、志氣を振い起し、益ます兵甲を練す。弘化乙巳(ご)以来、鑄する所の大砲は約七百九十九門。諸海

岸の各處砲台、及び京坂藩邸等に裝置す。尋で薨す。公の識見は群侯に卓越す。所以に志士の勃興し、維新に効力あり。号して照國と曰ふは、豈虚言ならんや。其の敵を外に制するは、尤も良計たり。當時の外侮は、實に邊彊よりす。琉球・柯太の如き、是なり。国内の不平の徒を徙し、折衝禦侮の任に当つれば、紛糾

たる開鎖の争に暇あらざるに庶幾し。以て国威を海外に伸ばすに足らん。剛悍の男児をして憤懣(9)して以て死なしめ、猶ほ其の尽さざるを恐る。是れ幕府の一敗振はざるに終り、而も今に至るまで国威の旺ならざる所以なるか。

—註—

- (1)先祖代々の墓。
- (2)皇太子・世継ぎの位のこと。
- (3)甚だしく衰えること。
- (4)人目につかないよう粗末な服装をすること。
- (5)そぼぶる雨。小雨。
- (6)兜の笠。
- (7)天子自筆の文章・手紙のこと。
- (8)弘化二年。
- (9)いきどおりもだえること。

西郷隆盛

島津公斉彬之志業、粗成乎西郷隆盛之手。而隆盛躬破之。可歎也已。隆盛鹿児島藩士也。称吉之助。号南洲。父曰吉蔵。其先蓋出菊池武光。資性剛毅、容貌魁偉。少好文武、仕斉彬公。公謂之大器、不問有過。年二十三、抵江戸官藩邸、往来水戸、居藤田東湖塾。東湖嘗語人曰、他日繼我志者、独有此少年男児耳。水戸人嘗請其書。乃大書曰、一寸英心、敵万夫。嘉永中。在京師、与清

水寺僧月照親善。安政五年戊午。朝廷將下勅書於水戸藩。近衛関白欲使月照先報之。月照欲遣隆盛。不肯。強之乃諾。至水戸、事不成而還。時幕府逮捕勤王志士甚急。近衛公、使月照避難。隆盛与海江田武次護月照輪、深夜出京。遂走薩摩。薩藩憚幕府諭意隆盛、送出日州関外。十月十五日夜半、隆盛旅装訪月照於客舍致藩命。月照曰吾離此地一步、必為幕吏所捕。有死而已矣。隆盛乃携酒饌上舟。藩庁令与力某護送其船。泊御舟浦。時大月中天。清朗如画。酒酣慷慨悲憤、月照書歌示隆盛。隆盛視畢懷之。浦上有心岳寺。藩主先塋在焉。隆盛呼月照至舷頭。月照向寺一拜。隆盛乃從後抱之投海。一舟尽驚。急搜海中、則隆盛両手抱月照、堅不可釈。上岸熱火温屍。間一夕、隆盛蘇、月照遂不活。藩乃流隆盛於大島、以避物議。隆盛得譖流竄大島者、至是前後三次。因自改称大島三右衛門。居二年、藩主召還參議事。隆盛抗論、旁若無人。君側用事者惡之。再流冲永良島、至元治紀元甲子赦還。復參機密。時三條公等、奔在筑州。幕府將幽諸大坂。隆盛多方營救、事得寢。諸藩勤王之士、亦依隆盛免禍者甚衆云。明年慶応紀元。幕府再起征長之兵。先是薩兵擊長、多獲其良、既而悔之、欲連合諸藩以扶翼皇室。礼俘囚而還之。至此潛遣使与長和、謀倒幕府。而幕府未之知也。遂至告大敗。三年十二月。朝廷大會議、隆盛為參議。戊辰春。皇師東下、為參謀入品川。勝安房見之、陳慶喜恭順之旨、請停師。安房与隆盛有旧。陳謝甚力。隆盛徵謝罪表信之効。安房日期明日致牙城。隆盛從之。於是置總督府于江戸、与長門藩士大村益次郎共掌軍事。既而北征、北地悉平。賊兵奔蝦夷。隆盛又往討之、到則賊徒皆降。明治二年己巳。朝廷賞其功賜祿一千石。四

年。叙正三位、任參議。六月。任陸軍大將、兼參議。五年。任陸軍元帥、兼近衛都督。六年十月。征韓論起、隆盛主征韓。三条公奏之、勅將發而公病作不朝。岩倉右府及木戸孝允大久保利通等、並持不可。論奏甚力。事竟寢。隆盛辭職歸國。逍遙吟哦、如遺世者。辭賞典祿弗聽。乃用之建設私學、資書生數人留学歐美。修月照墓祭之。名望愈高。當佐賀山口之變、私學校徒、皆欲應之。隆盛謂篠原國幹等曰、卿等狂乎。事忽息。十年一月。隆盛在大隅國高山。私學校徒、襲彈薬製造所取之。捕警視官中原尚雄等二十人、誣以刺客。作服罪書示隆盛。勦拏兵詰問政府。隆盛投袂而起。部署衆而出。入肥後圍熊本城。城將谷干城等、善拒不能拔。朝廷褫隆盛官位、發令海陸並進伐之。隆盛棄熊本而退。官軍破之于保田、窪于人吉于延岡城。八月。隆盛走保熊田村。與桐野利秋等數十人踰絕險衝困而逃。入鹿児島拠守城山。官軍自諸道齊進。九月二十四日。薄城四面合擊。隆盛乘竹輿將徙岩崎谷墨。飛丸中其腰。大呼曰唉已矣。別府晋介走來刎之。時年五十有五。於是桐野以下皆無英雄之略。是則然矣。然清人有丈夫之氣者、不能多見。而其有英雄之略者、果有其人否。不得不責之於子貞也。今者俄人南進如火焚原。而我與清國無一人為長城者。豈不悲夫。噫。

島津公斎彬の志業、粗^{ほほ}西郷隆盛の手に成る。而るに隆盛^{みずか}躬^{みづか}ら之を破る^(一)。歎すべきなるのみ。隆盛は鹿児島藩士なり。吉之助と称す。号は南洲。父は吉蔵と曰ふ。其の先は蓋し菊池武光斃。兵卒潰散。自始叛殆半歳。拠城山二十余日矣。其在城山也、穿坑崖下以避弾丸。常在其中、罔模吟咏。從容如平日。其胸中有閑、日月可想焉。鹿児島県令岩村通俊、葬隆盛等屍于淨光明寺、樹墓表。士民行香火者、陸續不絶。隆盛嘗在江戸陣營、夏夜熱甚。蚊群如雷。与士卒伍操業、身纏毛布横臥檐端、不敢就室內安臥。辭職在故山、一日入炎饅店、食饅飯。及出投金十円。主人謝其過分。隆盛從容曰兵児粗暴必苦卿等。雖不足償乞受之勿疑。其獲人心非無故也。胆壯而粗略、不能因衆信己。大伸征韓之志、以答先君之知遇。豈不惜哉。明治二年。余官開拓。盛陳北征之說。使僚

屬堀基見隆盛言余志。基薩人。余所推薦者也。隆盛謂身赴北海、為万里長城。余聞之喜。往訪遇其亡、未暇再訪而去。方其舉兵抗航朝鮮、席捲八道、誅其亂民、勦王与我連合為一、与清人提携為兄弟、進抵東北逐俄人于柯太、跨黑龍鼓行而西。以請罪于朝廷、仰其処分即遇朝廷呼己為賊、以追討之身首異所、亦不愧為偉丈夫。欲以示隆盛俾改圖、終不能達。至今為遺憾。老友蒲生子、闡著近世偉人伝、叙隆盛闕閱。清人劉子貞、讀之評曰、南洲有丈夫之氣、無英雄之略。是則然矣。然清人有丈夫之氣者、不能多見。而其有英雄之略者、果有其人否。不得不責之於子貞也。今者俄人南進如火焚原。而我與清國無一人為長城者。豈不悲夫。噫。

嘉永中⁽³⁾。京師に在り、清水寺の僧月照と親善たり。安政五年戊午。朝廷、將に勅書を水戸藩に下さんとす。近衛關白、月照をして先に之を報せしめんと欲す。月照、隆盛を遣らんと欲す。肯

へんぜず。之を強ひて乃ち諾す。水戸に至るも、事成らずして還る。時に幕府は勤王の志士を逮捕すること甚だ急なり。近衛公、月照をして避難せしむ。隆盛、海江田武次(三)と月照の轎を護り、深夜に京を出づ。遂に薩摩に走る。薩藩は幕府を憚り、意を隆盛に諭し、日州(三)の関外に送り出さんとす。十月十五日夜半。隆盛、旅装して月照を客舎に訪ね、藩命を致す。月照曰く「吾、此の地を一步離れば、必ず幕吏の捕ふる所と為らん。死あるのみ」と。隆盛、乃ち酒饌を携へて舟に上る。藩庁、与力某をして其の船を護送せしむ。御舟浦に泊る。時に大月、中天にあり。清朗なること画の如し。酒酣にして慷慨悲憤し、月照、歌を書して隆盛に示す。隆盛、視畢りて之を懷にす。浦上に心岳寺あり。藩主の先塋、焉に在り。隆盛、月照を呼びて舷頭に至る。月照、寺に向ひて一拝す。隆盛、乃ち後より之を抱き海に投す。一舟、尽く驚く。急ぎ海中を捜せば、則ち隆盛、両手もて月照を抱き、堅くして釈くべからず。岸に上り火温もて屍を熱す。間一夕、隆盛は蘇うるも、月照は遂に活きず。藩、乃ち隆盛を大島に流し、以て物議を避く。隆盛、謹を得て大島に流棄せらるる者、是に至りて前後三次。因りて自ら改めて大島三右衛門と称す。居ること二年。藩主、召還して議事に参せしむ。隆盛、抗論する(三)こと、旁若無人たり。君の側の用事の者、之を悪む。再び沖永良島に流され、元治紀元甲子に至りて赦還せらる。復た機密に参す。時に三条公等、奔りて筑州に在り(三)。幕府、將に諸を大坂に幽せんとす。隆盛、百方に救ふを嘗し、事、寝むを得。諸藩の勤王の士も亦隆盛に依りて禍を免かる

る者甚だ衆しと云ふ。明年慶應紀元。幕府再び征長の兵を起す(三)。是より先、薩兵、長を撃ち、多く其の良を獲るも、既にして之を悔い、諸藩と連合して以て皇室を扶翼(三)せんと欲す。俘囚(三)に礼して之を還す。此に至りて潛に使を遣はして長と和し(三)、幕府を倒さんと謀る。而も幕府未だ之を知らざるなり。遂に大敗を告ぐるに至る。三年十二月。朝廷大いに会議す。隆盛を参議と為す。戊辰(三)春。皇師東下するに、参謀と為り品川に入る。勝安房(三)、之に見え、慶喜恭順の旨を陳べ、師を停めんことを請ふ。安房と隆盛とは旧あり。陳謝に甚だ力む。隆盛、謝罪表信の効あるを徵す。安房曰く「明日を期して牙城を致さん」と。隆盛之に従ふ。是に於て總督府を江戸に置き、長門藩士大村益次郎と共に軍事を掌する。既にして北征し、北地悉く平らぐ。賊兵、蝦夷に奔る。隆盛、又往きて之を討たんとするに、到れば則ち賊徒皆降る。明治二年己巳、朝廷、其の功を賞して禄二千石を賜ふ。四年、正三位に叙せられ、参議に任せらる。六月、陸軍大将に任せられ、参議を兼ぬ。五年、陸軍元帥を任せられ、近衛都督を兼ぬ。六年十月、征韓論起り、隆盛は征韓を主とす。三条公、之を奏し、勅(三)、將に発せられんとするに、公、病作りて朝せず。岩倉右府、及び木戸孝允・大久保利通(三)等、並びに持して不可とす。論奏甚だ力む。事終に寝む。隆盛、職を辞して國に帰る。逍遙吟哦し、世を遺てし者の如し。賞典禄を辞するも聽かれず。乃ち之を用いて私学を建設し、書生數人を資(三)けけて欧美に留学せしむ。月照の墓を修めて之を祭る。名望愈いよ高し。佐賀・山口の変(三)に当り、私学校の徒、皆之に応ぜん

と欲す。隆盛、篠原國幹⁽¹⁾等に謂ひて曰く「卿等狂へるか」と。事忽ち息む。十年一月、隆盛、大隅国高山に在り。私学校徒、弾薬製造所を襲ひて之を取る。警視官中原尚雄等二十人を捕へ、誣するに刺客を以てす。罪に服するの書を作りて隆盛に示す。兵を擧げて政府を詰問するを勧む。隆盛、袂を投じて起つ。衆を部署して出づ。肥後に入りて熊本城を囲む。城将谷干城⁽¹⁸⁾等、善く拒み、抜くあたはず。朝廷、隆盛の官位を褫⁽¹⁹⁾ひ、海陸に発令して並びに進み之を伐たしむ。隆盛、熊本を棄てて退く。官軍、之を保田窪に人吉に延岡城に破る。八月、隆盛走りて熊田村に保す。桐野利秋⁽¹⁹⁾等數十人と絶險を踰⁽²⁰⁾へ圍を衝⁽²¹⁾きて逃ぐ。鹿児島に入り拠りて城山を守る。官軍、諸道より斎しく進む。九月二十四日、城に薄⁽²²⁾りて四面より合せて撃つ。隆盛、竹輿⁽²³⁾に乗りて將に岩崎谷の墨に徙らんとす。飛丸、其の腰に中⁽²⁴⁾る。大呼して曰く「唉已めり」と。別府晋介⁽²⁵⁾走り来りて之を刎す。時に年五十有五。是に於て桐野以下皆斃⁽²⁶⁾る。兵卒潰散す。叛を始めしより殆ど半歳。城山に拠ること二十余日。其の城山に在るや、坑⁽²⁷⁾を崖下に穿ちて以て弾丸を避く。常に其の中に在りて、棋を囲みて吟咏す。從容たること平日の如し。其の胸中閑あり、日月を想ふべし。鹿児島県令岩村通俊、隆盛等の屍を淨光明寺に葬り、墓表を樹つ。士民の行きて香火する者、陸續として絶えず。隆盛、嘗て江戸の陣営に在りしことき、夏夜にして熱きこと甚だし。蚊群、雷の如し。士卒と操業を伍し⁽²⁸⁾、身に毛布を纏⁽²⁹⁾ひて檐⁽³⁰⁾の端に横臥し、敢て室内に就きて安臥せず。職を辞して故山⁽³¹⁾に在りしことき、一日、灸⁽³²⁾鰻⁽³³⁾店に入り、鰻飯を食す。出づる

に及びて金十円を投す。主人、其の過分なるを謝す。隆盛從容として曰く「兵児⁽³⁴⁾粗暴にして必ず卿等を苦しめん。償⁽³⁵⁾ひに足らずと雖も、乞ふ之を受けて疑ふなけれ」と。其の人心を獲ること故なきに非ざるなり。胆壯にして粗略なれば、衆に因りて己を信ずるあたはず。大いに征韓の志を伸ばし、以て先君の知遇に答へんとす。豈に惜しからずや。明治二年、余、開拓に官たり。盛に北征の説を陳ぶ。僚屬⁽³⁶⁾堀基をして隆盛に見え余の志を言はしむ。基は薩人なり。余の推薦せし者なり。隆盛謂ふ「身、北海に赴きて、万里の長城と為らん」と。余、之を聞きて喜ぶ。往きて訪ぬるも、其の亡きに遇ひ、未だ再訪するに暇⁽³⁷⁾あらずして去る。其の兵を挙げ難に抗するに方り、余、兵事新聞⁽³⁸⁾に主筆たりて、為に三策を陳べて紙上に登録す。謂ふ「上策は須らく部下の壯士を拉⁽³⁹⁾いて直⁽⁴⁰⁾に朝鮮に航し、八道⁽⁴¹⁾を席捲し、其の民を乱すを誅し、王に我と連合して一と為らんことを勧め、清人と提携して兄弟と為り、進みて東北に抵⁽⁴²⁾りて俄人を柯太より逐ひ、黒龍⁽⁴³⁾を跨⁽⁴⁴⁾りて鼓行して西せん。以て罪を朝廷に請ひ、其の処分を仰げば、即ち朝廷の己⁽⁴⁵⁾を呼びて賊と為し、以て之を追討し、身首の所を異にするに遇ふも、亦偉丈夫と為すに愧ぢず」と。以て隆盛に示して圖を改めしめんと欲するも、終に達するあたはず。今に至りて遺憾と為す。老友蒲生子⁽⁴⁶⁾、閑⁽⁴⁷⁾に『近世偉人伝』を著はし、隆盛の閑⁽⁴⁸⁾を叙す。清人劉子貞、之を読み評して曰く「南洲は丈夫の氣あるも、英雄の略なし」と。是れ則ち然り。然れども清人の丈夫の氣ある者、多く見るあたはず。而して其の英雄の略ある者は、果して其の人ありや否や。之

を子貞に責めざるを得ず。今者、俄人南進すること、火の原を焚くが如し。而れども我と清国と一人も長城と為る者なし。豈に悲しからずや。^{ああ}噫。

—註—

(1)明治十年の西南戦争をさす。

(2)肥後の豪族菊池氏の中の一人で南北朝時代の武将。

(3)不明。現西郷年譜には嘉永年間に京都にあつたとする記述はない。

(4)有村俊斎のこと。薩摩藩。桜田門外の変に参加した雄助・次左衛門兄弟の長兄。寺田屋事件を鎮撫したメンバーの一人。

(5)日向(現宮崎)のこと。

(6)久光が兵を率いて京都・江戸へ上ることを批判した。

(7)前年(文久三)八月十八日の政変によって三条実美をはじめとする朝廷内の攘夷派公卿七名が長州へ下った(七卿落ち)。

(8)第二次長州征伐は慶応二年六月。慶応元年は岡本の誤り。

(9)助けること。

(10)捕虜のこと。

(11)慶応二年一月の薩長同盟をさす。

(12)慶応四年(明治元年)。

(13)幕末期の幕臣。坂本龍馬や木戸孝允、西郷隆盛に影響を与えたことで知られる。戊辰戦争時には西郷と会談して江戸の無血開城を実現させた。

(14)西郷隆盛を遣韓大使として派遣するという詔勅。

(15)幕末・明治期の政治家。薩摩藩。幕末期は西郷隆盛とともに討幕運動に奔走し、維新後は明治政府の指導者として内政の中核を握った。明治

二一年、暗殺された。

(16)江藤新平の佐賀の乱(明治七年)、及び前原一誠の萩の乱(明治九年)をさす。

(17)薩摩出身の陸軍軍人。明治六年政変時は陸軍少将であつたが、西郷とともに下野した。西南戦争において戦死。

(18)幕末・明治期の軍人・政治家。土佐藩出身。安井息軒の三計塾で学び、西南戦争時には熊本鎮台司令長官であつた。

(19)薩摩出身の陸軍軍人。幕末時は中村半次郎と称していた。明治六年政変時は陸軍少将・陸軍裁判所長であつたが、西郷とともに下野し、西南戦争において戦死した。

(20)原本は「新助」に作るが「晋介」に改めた。

(21)仕事や作業を組になつて、或いは一緒にを行うこと。

(22)故郷の山のこと。

(23)薩摩藩における若い士族たちの通称。

(24)同じ役職の仲間。同僚のこと。

(25)明治一〇年から五〇回近く岡本が発行した『東洋新報』(兵事新聞仮本局)をさす。

(26)鶏林八道のこと。鶏林は元々新羅の国の別称で、後に朝鮮全体を称するようになつた。

(27)黒竜江をさす。

(28)蒲生重章のこと。幕末維新时期の儒学者・漢学者。維新後は一時期官に就いていたこともあつたが、後學の教授と述作を中心として活躍した。

(29)功績と経験のこと。